

△調査報告▽

近世堀村の歴史

The History of Hori Village in Early-Modern Japan

Toshizumi YOSHIDA

* 吉田 俊純

一 はじめに

私が水戸市堀の吉田神社に保管されている堀区有文書の整理を始めたのは、昭和六二年（一九八七）四月一七日のことであった。当時、内原町史の専門委員をしていた私は、内原町史の担当者であった武藤和彦氏とともに九時ごろに神社に着いて、史料を広げて大分類をした。それがちょうど終わった一時刻ころに、芳賀元理事長ら、水戸市史の近代史部会の委員たち数名が見学に来たのを思い出す。

午後になって区有文書すべてをお借りして、内原の公民館へ運んだ。そこで以後、十数回かけて、内原町の町の歴史を学ぶ会の会員たちの協力をえて、補修をしながら総数一三六六点の仮目録を作製した。

その後の利用状況は、私が徳川光圀の農政や近隣の農村分析のために年貢関係の史料を一部使用した¹ほかは、『水戸市史』が「堀

区定例総会議決録」を取り上げた²。また、私は私の主催する水戸古文書の会において、堀の御用留をテキストに用いて、一〇年ほどかけて解説にあたった。おとしの春にそれを終えたとき、私はいまだ堀区有文書の報告書を書いていないことへの、自責の念に駆られた。調査をしたら、学問的に批判に耐えられる報告書になんらかのかたちで書くとは、日本史学を研究するものの責務であり、恩師遠山・辻両先生の指導であり、私の信念でもあった。

そうはいっても、私は量的に報告書を十分書けるはずの文書調査の報告を二、三〇件、放置したままにしている。その理由は、前職の茨城県立歴史館の研究員であったときは、調査に追われたからである。現在の職に就いてからは、自分の固有の研究を授業との関係もあり、優先させざるをえなかったからである³。

かくして、私はおそまきながらも本稿、堀区有文書の調査報告を書く決意をした。しかし、豊かな内容を誇るこの文書であるが、紀要には枚数制限がある。したがって、論題を限定せざるを

* 筑波学院大学経営情報学部、Tsukuba Gakuin University

えない。そこで、慶安元年（一六四八）以来の年貢割付状がほぼ揃っているので、その分析を一つ中心に据えた。そして、享保二年（一七一七）以来の年貢小割付帳が、かなりよく残っているの
で、土地移動に関しても着目した。

近世の農民は近代的な土地所有をしていたのでは、もちろんない。上には領主権があり、村請制の下、共同体的な規制もあった。そのうえ、同族団的な規制もあった。こうしたなかから地主制が形成され始めてくるのであるが、農民の農地に抱く意識は独特のものであった。

本稿は、これらの問題を理論的に解明しようとは意図していない。ただ重い年貢のために荒廃化するなかで、共同体的な規制の下、いかに村を維持し、復興していったかを、土地移動を一つ入れて考察しようとするものである。もって、近世の農民的な土地所有のありかたの一例を提示したいと思う。

二 正保の検地

堀村は水戸の城下から西へ、常盤村の次に位置する。これだけ水戸に近かったにもかかわらず、堀村が水戸藩領になったのは、秋田家の宍戸から陸奥三春への転封にともなう、正保三年（一六四六）の一万石の領知替のときであった。したがって、堀村の検地は正保四年であった。

表1はこの検地による田畑の位付の一覧である。堀村は田畑合計八三町九反四畝五歩、六八三石六八九の、畑勝ちの上田・上畑の少ない村であった。水戸の城下から西へ展開する丘陵の上にあったためである。どれだけの打出があったかは不明であるが、寛永検地による水戸藩の打出の平均は二六・二パーセントであり、

同じく領知替の結果、正保検地を受けた現水戸市の石川村の場合は、三二・七パーセントであったから、二、三〇パーセントの打出はあったと展望できる。

表2は農民階層である。堀村には六八軒の農家がある。平均持高は除地と寺社所持地などを除くと、九石四三四となり、水戸藩

表1 堀村正保検地田畑位付

種類	面積 長反畝歩	石高
上田	46.9. 0	60.970
中田	56.1. 3	61.721
下田	155.3.15	139.815
下々田	3.4.8.20	24.407
田 計	293.2. 8	286.913
屋敷	4.4.9.11	44.937
上畑	9.3.8.26	93.887
中畑	11.3.9.13	91.155
下畑	24.7.1. 9	148.279
下々畑	4.6.2.28	18.518
畑 計	54.6.1.27	396.776
合計	83.9.4. 5	683.689

堀区有文書「常陸国茨城郡堀村御検地帳」(1, 2)より作製。

表2 堀村正保検地農民階層

面積 反	人数	人数	%
40～45	1	19	27.9
35～40	0		
30～35	1		
25～30	7		
20～25	10		
15～20	3	20	29.4
10～15	12		
5～10	5		
0～5	29		
合計	68		

出典は表1と同じ。寺社関係7軒は除いた。

領の平均七石より¹⁰⁾、かなり高い。階層別¹¹⁾にみると、二町以上の上層農民が一九軒、二七・九パーセント、二町未満五反以上の中層農民が二〇軒、二九・四パーセント、五反未満の下層農民が二九軒、四二・七パーセントである。堀村は上層が非常に多く、中層が少なく、各階層の所有面積をみると、上層は四九町九反九畝九歩で五九・六パーセント、中層は二四町六反一畝で二九・三パーセント、下層は四町七反七畝五歩で五・七パーセントにすぎない。

堀村は上層農民の支配力の強い、中世的な農村であったといえる。ただし、人名をみると、二町四反余を所持する右馬丞以外は、全村民皆、兵衛や衛門などの近世的な農民名になっている。また分付は一二筆、ほかに名請人の右肩に「内」などと記されているものが四筆、ほかに作右衛門には「新町」三筆と「水戸」一筆がある。分付的な記載は少ないといえる。したがって、人名や分付記載からみると、近世的な農村になっている。

しかし、さらに堀村の検地帳の問題点を指摘すると、田畑を一筆一筆測っていない点が指摘できる。総数一六八九筆あるうち田方は二三八筆で、このうち一四八筆が一反以上である。表1と照らし合わせても、田方は一筆あたり平均一反二畝余となる。なお畑方にも一反以上の畑が五三筆ある。かつての田は、一筆あたり一日の労働力にみあった五畝程度が普通であった。しかも耕地整理以前の堀の田は、沢渡川が幾筋にも分かれて流れていたのである¹²⁾。

検地は生産力を掌握するために一筆づつ正確に測り、中間搾取者を排除する小農自立化政策を採用する。しかし、右にみたように堀村の正保検地は、この検地の基本方針が貫徹していないのである。その理由として次の点が一つ指摘できる。

寛永一八年（一六四一）の寛永検地は、一八、一九年の大飢饉

と重なり、領内農村に甚大な被害をもたらし、荒廃化させた。そのためといえよう、多賀郡金沢村では照山修理による検地免除の強訴が決行された。そのほかの領民の具体的な動きを示す史料に欠けるが、かなり不穏な動きであった。そのために正保元年（一六四四）四月二十九日に、四人の郡奉行のうち二人、野沢太郎左衛門と跡部円正とが、「検地を命セラル」「執ル処宜シカラヌ故」切腹となった¹³⁾。

寛永検地と同様に正保検地においても、打出による増徴がなされたことは、石川村の事例から首肯できる。そのとき、寛永検地の際の失政を反省した水戸藩は、村方の反発を憂慮して、一定の妥協をしたのではないだろうか。すなわち、検地の繩を緩くし、また村方の階層秩序を破壊しないように留意したのである¹⁴⁾。村方に対する温和的な姿勢はほかにも指摘できる。

検地後の最初の年貢割付である慶安元年（一六四八）の割付状によると、田方の取箇は二ツ五分、畑方は二ツ八分でしかなかった。これはこの時期としては、異常に低い。水戸藩の寛永一七年（一六四〇）の取箇の平均は、五ツ一六九余であった¹⁵⁾。検地後は打出のために取箇は多少減ったが、それでも検地後、もつとも収奪率の高かった万治から寛文の初めの平均は四ツ七、八分であった¹⁶⁾。この異常に低い堀村の取箇は、この西に位置する中妻郷の水戸藩領の農村が、寛永検地の打出と飢饉のために荒廃化し、領知替の対象になる原因となったことから、同様に荒廃化していたためと、一つには類推できる。

その一方において、沢渡川の細流しか水源のないこの村の田方は、生産性が低かった点が指摘できる。この対策として検地帳には、「外三間二卅六間半水道二成」と記されたものが一筆、ほかに「江代二引」と記されたものが八筆、合計田方の六畝一一

歩余がある。すなわち、用水路や池として引かれたのである。このような勸農策が寛永の検地帳に記されているのを、私は見たことがない。それだけ水戸藩は村方に配慮したのである。

この後、堀村は復興し、また生産力を高めていく。しかし、水戸藩の年貢増徴政策のために困難な状況に陥っていく。次にそれを分析していこう。

三 初期の年貢

表3は、堀村の時期別の年貢平均割付高をみたものである。堀村の年貢地は、検地の打出高六八三石六八九のうち、一六石五六四は寺社領として除地になっており、六六七石一二五であった。

第一期の最初の年である慶安元年（一六四八）の取箇は前節にみたように、田方二ツ五分、畑方二ツ八分でしかなかった。定例引高はないが、田方の検見引は、一五石三三四であった。この時期、検見引は慶安二年以外はみなある。最高は明暦元年（一六五五）の七二石余、平均で一八石余もある。寛文の初期までの水戸藩は検見引をできるだけ認めない方針をとっていた。ほかの村ではこの時期は検見引のない年のほうが多い¹⁹。したがって、この時期の堀村の年貢割付に検見引のある年がほとんどであるということ、堀村が十分に復興していないこと、また生産力が低かったことを示している。しかし、取箇は着実に上昇し、この時期の最後の年である明暦元年には田方三ツ二分、畑方三ツ三分になった。一方で堀村は復興し、発展してきたことを示している。

かくして第一期の平均年貢は田方で七四石一三四、畑方で一五石三三四、全体としては一八九石四六八であった。年貢率

表3 堀村時期別年貢平均割付高

年代（西暦）	田方 石	畑方 石	合計 石	年貢率	年数
1 慶安1 (1648)～明暦1 (1655)	74.134	115.334	189.468	28.4	8
2 明暦2 (1656)～寛文7 (1667)	100.502	151.102	251.603	34.9	9
3 寛文8 (1668)～延宝1 (1673)	93.781	157.224	251.005	33.8	6
4 延宝2 (1674)～延宝8 (1690)	86.841	155.923	242.764	31.6	4
5 天和1 (1681)～元禄3 (1690)	77.868	157.741	235.609	30.6	5
6 元禄4 (1691)～宝永4 (1707)	104.915	169.530	274.445	35.2	5
7 宝永5 (1708)	123.868	238.958	362.826	46.5	1
8 宝永6 (1709)～享保2 (1717)	114.470	178.542	293.012	37.5	7
9 享保3 (1718)～享保14 (1729)	125.223	184.794	310.017	39.7	11
10 享保15 (1730)～延享1 (1744)	112.444	189.583	302.027	38.6	15
11 延享2 (1745)～宝暦5 (1755)	80.051	187.700	267.751	34.2	8
12 宝暦6 (1756)～安永3 (1774)	65.590	185.726	251.316	32.1	12
13 安永4 (1775)～天明2 (1782)	81.444	161.137	242.581	31.0	8
14 天明3 (1783)～寛政2 (1790)	70.348	160.091	230.431	29.5	7
15 寛政3 (1791)～享和2 (1802)	79.117	82.834	161.951	20.7	10
16 享和3 (1803)～文政2 (1819)	78.473	82.043	160.517	20.5	17
17 文政3 (1820)～文政12 (1829)	75.077	80.174	155.251	19.8	10
18 天保1 (1830)～天保13 (1842)	75.003	80.460	155.463	19.9	13
19 天保14 (1843)～嘉永5 (1852)	73.957	58.468	132.425	17.8	9
20 嘉永6 (1853)～慶応2 (1866)	78.735	63.430	141.565	18.0	13
21 慶応3 (1867)～明治3 (1870)	79.082	65.316	144.398	18.0	4

年数とは年貢割付の史料のあった年の数。年貢割付状（457～616）、年貢小割付帳（30、73～109、111～116、118～299）より作製。

は二八・四パーセントであった。

堀村が着実に発展してきたことを示すのが、新田開発である。第二期の最初の年である明暦二年(一六五六)には、四五石〇三(内田方五石六)の新田が打ち出された。万治元年(一六五八)にも九石五〇三(内田方二石六一五)、二年にも〇石二一(皆田方)の新田が打ち出された。取箇も着実に上昇し、明暦三年の田方は本郷分三ツ五分、新田分一ツ五分であったが、この時期の最後の年である寛文七年(一六六七)には本郷分三ツ八分、新田分二ツ二分まで上昇した。畑方は明暦三年に本郷分三ツ七分、新田分一ツ五分であったが、寛文七年には本郷分三ツ八分、新田分二ツ七分に上昇した。検見引のない年も、割付高の確認できる九年のうち五年ある。検見引の高は不作であった寛文三年(一六六三)の五八石六四を除けば、八石から二〇石弱でしかなかった。

かくして第二期は第一期よりも年貢は、田方で二六石余増えて、一〇〇石五〇二であった。畑方も三五石余増えて、一五一石一〇二であった。全体としても年貢は六二石余も増加して、二五一石六〇三であった。年貢率は六・五ポイントも上昇して、三四・九パーセントであった。この時期の寛文元年(一六六一)に、徳川光圀は水戸藩第二代藩主に就任した。光圀は年貢増徴政策を支持したのである。しかし、すでに限界に達していた。堀村においても、以後は低下する。

第三期の最初の年である寛文八年(一六六八)年は、光圀治下、最初の飢饉に襲われた年である。光圀は、「公仁政を施し饑荒を救ふ。闔境歛声街に満つ」と、仁政を施したと伝えられる。より具体的には他領への米穀の販売を禁止、他領からの米穀の買入を許可した。また、領内の飢民に藩庫から稗を貸し付け、不足分は現金を貸し付けた。これらの合計は稗に換算して、二万三八四四

石になった²³。しかし、この対策は不十分であり、この年の飢饉をきっかけにして水戸藩領農村の荒廃化が始まるのである。

堀村においても、寛文八年(一六六八)の田方の検見引は三一石余でしかなかった。取箇は田方で前年に比べて本郷分で三ツ八分から三ツ七分と一分減らしたのみで、新田分は二ツ二分と同じであった。畑方は本郷分で三ツ八分から三ツ三分へ、新田分で二ツ七分から二ツ二分と、五分減らしたのみである。大幅な減免は実施されなかったのである。

堀村はこの飢饉のためにかなりの痛手を受けた。取箇をみると、この時期の最後の年である延宝元年(一六七三)までに、畑方は本郷分三ツ七分、新田分三ツと、第二期の水準近くまで回復したが、田方は本郷分三ツ七分、新田分二ツ二分の数値が維持された。そのうえ、田方は寛文一二年(一六七二)以降、毎年検見引を計上するようになった。ただし、この間の寛文一一年に四一石四六四(内田方一石六一一)、延宝元年に三石一六一(内田方一石二五七)の新田の打出をえた。

かくして、第三期は第二期と比べて年貢は、田方で六石余減って、九三石七八一であった。畑方は六石余増えて、一五七石二二四であった。全体としては一石未満の減少で、二五一石〇〇五になった。年貢率も一・一ポイント下降して、三三・八パーセントであった。

第四期の最初の年である延宝二年(一六七四)も飢饉の年であった。それも被害が翌年に及ぶような飢饉の年であった。この対策として光圀は、「御救」を施すように指令するとともに、「公ノ膳部朝夕一汁三、四菜、節句式日二汁五菜タルヘシ」と、食事の量を減らし、率先して儉約に励んだ。

しかし、このときも十分な対策は施されなかった。延宝二年

(二六七四)の田方の検見引は、五八石余しかなかった。取箇を前年と比べると、田方では本郷分で三ツ七分から三ツ四分へ、新田分で二ツ二分から二ツへ減らしている。畑方では本郷分で三ツ七分から三ツ四分へ、新田分で二ツから二ツ八分へ減らしている。しかし、これはおよそ飢饉対策のための減免措置といえる数値ではない。そのうえ、畑方本郷分のうちから二二石七〇一、取箇のより高い三ツ五分の町付分を新たに設定したのである。

延宝八年(一六八〇)も飢饉の年であった。しかも、この年以降、水戸藩領全体で田方の検見引が、毎年飢饉時なみの二、三万石以上を計上するようになった²⁸⁾。長期にわたる年貢増徴政策と十分な飢饉対策の結果である。

この点を堀村で確認する。田方の検見引は二七石余しかなかった。取箇を前年と比べると、田方では本郷分で三ツ五分から三ツへ、新田分で二ツ二分から二ツへ減らした。畑方では本郷分で三ツ四分から三ツ一分へ、町付分で四ツから三ツ八分へ、新田分で三ツから二ツ八分へ減らしたのみであった。

かくして第四期は第三期に比べて年貢は、田方で六石余減って、八六石八四一であった。畑方でも一石余減って、一五五石九二三であった。全体としても八石余減少して、二四二石七六四になった。年貢率も二・二ポイント下降して、三二・六パーセントであった。

第五期²⁹⁾は水戸藩が、本格的に改革に取り組まなければならなくなったときである。光圀は率先して仁政を施した。たとえば、天和三年(一六八三)には藍瓶役などの諸雑税を廃止・減免した³⁰⁾。また、元禄二年(一六八九)三年には農民に検見を任せた。しかし、光圀の仁政といわれるものは、藩財政に負担をかけるものであり、そのうえ中長期的な効果のほどは疑わしいものであった。これに

対して藩政府は、地道な元禄改革を実施した。勸農に努め、本年貢を軽減して、発展する農民的商品貨幣経済の成果を取り込む諸雑税への課税を強化した³¹⁾。

この時期、堀村の荒廃は着実に進行した。以前は田方の検見引は二〇石程度であったのに、判明するかぎりでは、貞享三年(一六八六)に五四石余、四年に八五石余、元禄三年(一六九〇)に八五石余を計上している。ただし、元禄三年の分は農民に検見を任せただけでもある。取箇は以前に比べると低く停滞的であった。この時期の最後の年である元禄三年をみると、田方は本郷分三ツ三分、新田分二ツ四分であり、本郷分で減っている。一方、畑方は本郷分三ツ四分、町付分四ツ二分、新田分三ツと、第四期の水準を維持した。

かくして第五期は第四期と比べて年貢は、田方で九石近く減って、七七石八六八であった。畑方は一石余増えて、一五七七石四一になった。全体としては七石余減少して、二三五石六〇九であった。年貢率も一ポイント下降して、三〇・六パーセントであった。堀村でもほかの村ほどではないが、光圀治世末期の荒廃化が、数値となって現れているのである。

元禄四年(一六九一)からの第六期³²⁾は、元禄改革の成果として復興期である。堀村も前期に比べて大幅に年貢が増大した。田方で二七石余も増えて、一〇四石九一五であった。畑方も一一石余増えて、一六九石五三であった。全体としても三八石余増加して、二七四石四四五になった。年貢率も四・六ポイント上昇して、三五・二パーセントである。

田方の検見引も減って、判明するかぎり一石余から二四石余である。取箇も順調に上昇した。この時期の最後の年である宝永四年(一七〇七)には、田方で本郷分四ツ一分、新田分二ツ八分、

畑方で本郷分三ツ八分、新田分三ツ三分である。³⁴⁾

堀村の取箇の上昇は畑方より田方のほうが優勢である。以前に田畑のもっとも高かったのは、寛文七年(一六六七)であった。本郷分で見ると、田畑ともに三ツ八分であった。宝永四年(一七〇七)の畑方はこの数値を回復したにすぎないが、田方はそれを超えているのである。堀村の田方が回復というよりも発展してきた理由の一つは、用水路の改善であった。慶安の検地帳に、用水路などの引方が記されているのを前節の最後にみた。第一期第二期に堀村が上昇傾向を示した大きな背景の一つは、この点にあったといえる。そして、堀村が光圀末期の荒廃化が軽微であった理由も、この点が認められてよい、と思われる。こうした改善の努力を継続したのである。それを示すのが、宝永三年(一七〇六)の割付状から、田方に九升五合の江代が定例引高として計上されたことである。九升五合といえば、面積にして三〇坪程度にすぎないが、見過ごせない事実である。そして、この年に築かれたのではなく、おそらくこの年、松波勘十郎の登用によって本格化した宝永の新法の一方策として、この年に登録されたのであろう。安定化した田方の年貢増徴を保障する論拠とするためである。

第七期の宝永五年(一七〇八)は、松波勘十郎の主導する宝永の新法による、大增税が実施された年である。田方の検見引は三石余と少なく、取箇も本郷分で四ツ三分、新田分で三ツと、いづれも前年より二分増えて過去最高である。畑方は記載様式が変わった。本郷分は「壹石ニ永弍百拾文」掛けで、「取永八拾六貫四三七文」と記されている。これを二石五斗一兩の換算率で計算すると、取米は二一六石〇九三、取箇は五ツ二分五厘である。新田は「壹石ニ永百三拾文」で「取永九貫百四拾六文」とあるから、取米で二二石八六五、取箇は三ツ二分五厘である。畑方は大增税

になったのである。

かくして田方の年貢は第六期に比べて、一八石余増えて二二三石八六八であった。畑方は六九石余も増えて、二三八石九五八であった。全体としても八八石余も増加して、三六二石八二六になった。年貢率も一一・三ポイントも上昇して四六・五パーセントと、飛びぬけて高い、全期間の最高値となった。

宝永の新法は百姓一揆が起きて廃止になった。翌宝永六年(一七〇九)の年貢割付は、元禄改革の路線に戻り、「丑の本取」といわれて後年の基準とされた。表4にみるように、田方の検見引は一六石六、本郷分の取箇は四ツ一分、新田分は二ツ八分であった。畑方は本郷分三ツ七分、町付分四ツ六分、新田分三ツ一分であった。取箇の平均、すなわち、年貢率は三六・八パーセン

表4 宝永6年堀村年貢割付

種類		取箇 ヲ分	年貢地高 石	年貢高 石
引方	田方検見		16.600	
	定例		3.728	
	引方計		20.328	
田方	本郷分	4.1	268.369	110.031
	新田分	2.8	10.162	2.845
	田方計		278.531	112.876
畑方	本郷分	3.7	404.354	149.611
	町付分	4.6	7.249	3.335
	新田分	3.1	71.000	22.010
	畑方計		482.603	174.956
合計	取箇平均	3.68	781.462	287.832

引高は本郷新田の合計。年貢割付状(495)より作製。

ト、第六期よりも一・六ポイント高かった。取米の合計も二八七石八三二であり、第六期よりも一三石余も高くなった。

宝永六年（一七〇九）の年貢割付が後年の基準とされたことから理解されるように、第八期はもともと安定したときであった。しかし、水戸藩の年貢増徴政策は継続された。堀村はその典型である。第八期の最後の年である享保二年（一七一七）は、田方の検見引が七〇石余もあるから不作であったにもかかわらず、上昇した取箇は軽減されなかった。本郷分のみ示すと、田方は四ツ三分、畑方は三ツ八分に据え置かれたのである。

かくして第八期は第六期に比べて年貢は、田畑ともに九石余増えて、田方一一四石四七〇と畑方一七八石五四二であった。全体としても一八石余増加して、二九三石〇一二であった。年貢率も二・三ポイント上昇して、三七・五パーセントであった。

四 享保二年の堀村

表5はもともと安定した時期であった享保二年（一七一七）の堀村の農民階層である。全部で一〇七軒の農家が認められる。この当時の除地を除いた村高は、七八一石八九四である。このうち百姓持の高は七六三石〇二二であり、一軒あたり七石一三二になる。ほぼ水戸藩領の一軒あたりの持高七石に近い数値である。階層別にみると、一五石以上の上層農民が九軒で八・四パーセント、一五石未満三石以上の中層農民が六四軒で五九・八パーセント、三石未満の下層農民が三四軒で三二・八パーセントである。表2の正保の検地は面積で、ここでは石高と違っているが、七石を一町とみなして比較できる数値である。

農家軒数は三九軒増えている。上層農民をみると、一九軒から

表5 享保2年堀村農民階層

持高 石	人数	人数	%
63～66	1	9	8.4
51～54	1		
42～45	1		
30～33	1		
27～30	0		
24～27	1		
21～24	1		
18～21	0		
15～18	3		
12～15	2	64	59.8
9～12	11		
6～9	19		
3～6	32		
0～3	34		
合計	107	107	100

年貢小割付帳（73,74）より作製。宗教関係者と「村中」、苗字を持つ者を除いた。

九軒に減っているから、分家を出したり、また検地のときと比べると、新田開発などにより一一四石七六九も村高が増えているから、正保の時点ではまだ自立していなかった農民を取り立てたのであろう。

一見、中層農民が多く、小農自立化がかなり達成されたように思われるが、内実はそうではない。中層農民のうち半分の三二軒が、平均以下の六石未満の田畑しか所持していない。下層農民と合せると六七軒、六一・七パーセントになる。その対極にあるのが上層農民である。九軒も上層農民がいるのも多いといえるが、とくに六〇石台・五〇石台・四〇石台・三〇石台に各一軒あるのが注目される。当時の堀村は、農民層分解の進行する村だったのである。

表6 享保前期堀村新百姓

家番号	人名	年代	持高 石	備考 () 内元持高 石
113	八助	享保3年	2.455	
114	甚五兵衛	享保3年	0.540	
115	平衛門	享保4年	5.362	
116	市之丞	享保5年	5.040	78番家 (10.082) より分家
117	勘平	享保5年	1.629	23番家 (10.110) より分家
118	源兵衛	享保5年	5.199	26番家 (10.398) より分家
119	平左衛門	享保7年	5.958	60番家 (14.999) より分家
120	権衛門	享保9年	1.520	
121	孫三郎	享保9年	3.890	25番家 (9.329) より分家
122	喜惣次	享保9年	9.228	22番家 (19.943) より分家
125	市兵衛	享保10年	1.496	
124	千之助	享保12年	3.130	23番家 (10.110) より分家

小割付帳より作製。年代はこの年から確認できる年。持高はこの年で確認できない場合は最近の数値。

堀村の農家はよく潰れ、また新たに取り立てられた。表6と7は、享保二年（一七一七）から一〇年後までの間に取り立てられた、また潰れた農家である。表6をみると、取り立てられた農家は一二軒ある。そのうち七軒が分家と確認できる。本家は二二番家吉郎兵衛が一石余の上層農民であるのは、みな中層農民である。ただし、二五番家吉十郎が九石余のほかに一〇石以上で、幕府の分地制限令の一〇石の水準は守られている。しかし、取り

立てられた農家は、一二番家喜惣次が九石余のほかに、みな六石未満である。一一七番家勘平のごときは一石余の下層農民ではない。そのうえ本家をみると、二五番家吉十郎、二六番家門衛門、七八番家権兵衛の三家も六石未満になったことになる。中層農民からの分家取立は、脆弱な経営体質の農家の創出を意味したのである。それでも分家を出した理由は、農民の相続の意識、単独相続ではなく分割相続との意識が、根強く残っていたからとみなせる。

残りの五軒の出自は確認できなかった。おそらくこれらの農家は、一度潰れた農家を再興した事例が多かったのではないだろうか。農家には百姓株があつて、一時的に潰れたとしても、再興されて永続するものと考えられていた。潰れとは、村の内外に相続人がいることを前提にしている用語である。もし完全にいなくなれば、絶前の用語が使われるのである。

彼らを取り立てられるにあたっては、相応の自己資金も必要であつたであろうが、なんといっても村落共同体の理解と援助があつたに違いない。しかし、彼らの持高は一一五番家平衛門が五石余のほかに、みな三石未満の下層農民であつた。表7をみてわかるように、彼らのうち一一三番家八助と一二〇番家権衛門は早そうに潰れてしまった。なお一一七番家勘平も潰れた。脆弱な体質であつたのである。それでも彼らのうちの一一四番家甚五兵衛は、後に五石余まで成長した。また、一一五番家は一一石余まで成長した。

表7は潰れた農家である。一〇軒ある。うち三軒は表6で取り立てられて、早そうに潰れた農家である。わずかな持高の脆弱な体質であつたためである。残りの農家の多くは、もともとこの持高であつたのではなく、家勢の衰えとともに持高を減らした結果

表7 享保前期堀村漬百姓

家番号	人名	年代	持高 石	備考 () 持高 石
70	空兵衛	享保2年	2.298	
111	吉平	享保3年	1.858	
98	利左衛門	享保5年	2.027	
110	孫衛門	享保5年	0.281	
113	本助	享保5年	0.281	
69	弥衛門	享保9年	0.816	
103	権次郎	享保9年	0.376	
14	武衛門	享保10年	0.437	
117	奥衛門	享保10年	3.213	30番家 (8.256) に吸収
120	権衛門	享保12年	1.520	78番家 (5.042) に吸収

出典は表6と同じ。年代はこの年まで確認できる年。持高はこの年で確認できない場合は最近の数値。

といえる。百姓は労働力が確保できなくなるような不幸に襲われると、田畑を切り売りして没落するのが常であった。一〇軒のうち一七番家奥衛門の田畑は三〇番家吉兵衛に、一二〇番家権衛門の田畑は七八番家権兵衛に、全部移動した。こうした事例では、後年、親戚に引き取られることがよくある。一一七番家は二三番家作衛門から分家した農家であるが、三〇番家との親戚関係は不明である。一二〇番家と七八番家も不明である。しかし、この土地移動に当たっては、同族団もしくは共同体が関与していたことは疑いない。残りの八軒の処理はどうなされたのか確認できな

かったが、切り売りした残りの田畑は普通はあまり良いものとは期待できないから、それを引き請けさせるために共同体が関与していた、と推測できる。

貧しい農民の経営が不安定であったことをみてきた。堀村には貧しい、経営の不安定な農民が多い。彼らはいかに生計をたてていたのだろうか。これまで論述したなかから明らかにいえる点は、上層農民の小作をしていたことである。しかし、視点を変えてみると、彼らがかならずしも貧しくなかった、経営が不安定であったとはいえない堀村の実態が浮かび上ってくる。

享保二年(一七一一)の村役人を見ると、庄屋は持高三二石余の二一番家平兵衛である。四人の組頭のうち三人は、一番組は一六石余の二番家兵左衛門、二番組は六五石余四二番家三郎兵衛、四番組は九石余七三番家次郎兵衛である。残りの三番組と衛門の名は、この年の小割付帳にはない。小割付帳などをみていくと、与衛門は享保元年から延享二年(一七四五)まで組頭であった。そして、五六番家の当主名は享保一〇年から延享四年まで与衛門である。すなわち、五三番家が与衛門の家なのである。享保二年の当主名は喜兵衛、持高は一一石余であった。村役人を見していえることは、持高にしたがって序列化されていない点である。庄屋・組頭の村役人は年貢皆済の責任を負っている、上位の高持が就任するのが一般的である。そのうえ、この時期の堀村の農民は苗字を名乗っていないから庄屋より持高の多い上層農民といえども、郷士ではなかった。また、庄屋のうえである大山守であったとも記されていない。

庄屋平兵衛の順位は四位である。平兵衛の属する一番組には、ほかに上層農民として二位五三石余三番家八郎兵衛と三位四三石余二〇番家藤左衛門がいる。平兵衛と兵左衛門は彼らを超えて、

庄屋・組頭であった。

二番組をみると、村内一位であった三郎兵衛が組頭であった点も解しかねる。三郎兵衛の組には六位二石余二番家吉郎平と九位一石余四三番家次左衛門がいる。常識的には三郎兵衛が庄屋で、彼らが組頭であるべきだと思われる。

三番組には五位二石余五三番家善六と八位一石余六七番家伝六がいる。与衛門は彼らを超えて、一石余の中層農民であるにもかかわらず、組頭になったのである。

四番組は新田組といって、一〇石余以下の中下層農民で構成された組である。次郎兵衛の上には一〇石余の七八番家権兵衛と七九番家勘之丞がいて、次郎兵衛は組内三位の持高であった。この組内の構成からすれば、次郎兵衛の組頭就任はやむをえなかったのかも知れない。しかし、年貢皆済の責任は果たせるのであるうか。

なぜ、堀村の村役人は持高に比例して序列化されていないのであらうか。なぜ、中層農民が組頭でありえたのであろうか。念のために、さらに享保末までの庄屋・組頭の家を確認しておく。一番組では享保五年（一七二〇）に三二石余二〇番家勘衛門が組頭になり、九年に勘衛門の庄屋就任にともない、三石余一七番家幾衛門が組頭になった。二番組では四年に二七石余五三番家市郎衛門が組頭になった（組頭の移動に関しては六節に述べる）。四番組では七年に七石余八九番家惣左衛門が組頭になった。これ以後も中層農民の組頭は多い。その理由として一つ指摘できることは、当時の堀村は持高のみが貧富の基準ではなかった点である。

堀村の指銭帳は、明和元年（一七六四）以降の分がよく残されている。⁽¹⁰⁾一八世紀の公納分の項をみると、「ほうき懸」「御城内懸」が散見される。堀村は近郊農村として、御城の清掃の役を負って

いたと思われる。また毎年賦課されるものに、「炭付萱付懸」がある。堀村は、御城で消費される炭と萱を賦課されていたのである。

嘉永七年（一八五四）の銘細書上によると、堀村には御立山四町三反二三歩、分附山三七町六反一畝二九歩、他村との入会散野五七町六反五畝ほどがあった。⁽¹¹⁾水戸の中心へ歩いて一時間もかからない堀村の農民は、薪炭を上納するのみでなく、積極的に市中に販売していたと推測される。⁽¹²⁾また、この村の農民は個別に野菜などを売りに行ったであろう。

水戸の町方との濃厚な関係を示すのが、畑方の町付分である。一七世紀後半、水戸の町は街道筋に発展していった。堀村を通る宇都宮街道の東隣の袴塚村では、「延宝三年ころまで全然なかった家屋敷が貞享二年には七、八軒となり、享保十一年には七三軒に増加した。⁽¹³⁾この延長上に延宝二年（一六七四）に、堀村の町付分二二石七〇一は設定されたのである。

堀村の町付分には変動があるが、正徳年間になると確実に減少傾向を示した。享保二年（一七二七）には本新田合せて五石四七九である。享保一五年には一度、消滅してしまう。その理由は、水戸城下町の経済的発展は元禄ころが最盛期で、その後、衰退したためであろう。⁽¹⁴⁾

享保二年（一七二七）の堀村の小割付帳には、三人の苗字を名乗る高持がいる。彼らは町付分の所持者であった。彼らの持高は、大森源八は町付分三石六二四、関屋六左衛門は同分一石八五五であった。二人はこの年の町付分のすべてを所持していた。三人目の渡井寿貞の一石二五五には、「当西より町付分郷分二成」と注記されている。この年、郷分地に戻されたのである。ほかに渡井は〇石五〇七の畑を所持しているが、これも以前は町付分

表 8 明治15年堀村営業者

人名	商金高 円	業種	営業品目
川崎助重	90	小売業	油類
青木三代次	90	小売業	材木
川崎直七		旅籠屋	
川崎吉太郎	40	小売商	菓子類、豆腐
山田伊兵衛		陸運営業	
大原叅之介	990	仲買商	米雑穀、塩、粕干鰯、薪炭
渡辺亨		水車	
安蔵秀介	400	質屋	
市毛平八	90	小売商	古銅類
桜井安衛門		旅籠屋	
須能惣十郎		紺屋	
安蔵周蔵	55	小売商	酒類、菓子類
須能長八	90	小売商	豆腐、酒
須能蔵衛門	390	仲買商	米雑穀、粕類、材木
安蔵与吉	40	小売商	絵紙類、菓子類
須能善五郎	50	小売商	菓子
安蔵勇之助	400	卸売商	醤油
安蔵金次郎	90	小売商	糍
須能太衛門	95	小売商	酒類、菓子
安蔵錠	90	小売商	油類
桜井安衛門	70	小売商	酒類、菓子
須能惣十郎	90	小売商	藍玉
川崎直七	90	小売商	酒類

「十五年度地方税営業者等級報告書」(1115)より作製。

あったとみなして間違いない。町付分は郷分地ではなく、家が建ち並んでいたのである。右の苗字を持つ三人は堀村の農民ではなく、水戸の町人であったとみさせる。彼らはどのような商売を営んでいたのであろうか。それを示す史料に欠けるが、表8に明治一五年(一八八二)の堀村の「営業者を示した。旅籠屋が二軒ある。菓子を商っている者が六軒、酒が六軒、荒物が一軒である。これらの店の多くは街道筋にあつたとみられる。

明治一五年(一八八二)と享保二年(一七一七)とでは一六五年も時間差があり、単純な比較はできないが、城下町水戸の経済が発展していた当時は、近郊農村の堀村も水戸の商圏に強く結びついていたことを町付分は示している。そして、町付分は消滅してしまっただけでも、そうした関係が村民のよって継続したことは、次の事実が十分に示している。一つには指銭帳に「納真木掛」の項が明治に至るまであることである。それ以上に表8に材木を商う者が二軒、薪炭を商う者が一軒、米穀肥料を商う者が一軒、塩を商う者が一軒、糍を商う者が一軒ある。これに対して、享保一一年(一七二六)に水戸の町人が、近郊農村で商人・職人が増加したので町方が衰えたと訴えた訴状の書上によれば、堀村には一〇人の商人がいて、「元酒屋・清酒・塩・糍・古着・穀物」を商っていたと記されているのである。⁴⁵⁾

享保二年(一七一七)の堀村は城下町水戸の商圏に組み込まれて、商品貨幣経済の発展した村になっていた。農民層分解もそのために起きたといえる。所持石高のみでは貧富の基準にならず、一〇石程度の、さらにはそれ以下の農民が組頭を務めるほどになつていたのである。

五 増徴の進行と荒廃化

ふたたび表3に戻る。堀村の豊かさは水戸藩に、堀村のよりいっそうの年貢増徴を保障するものであった。第九期⁴⁶⁾のはじめの年である享保三年(一七一八)に、田方本郷分は一分上がって四ツ四分になった。新田分は前と同じ二ツ八分であった。畑方はすべての項目で一分上がった。すなわち、本郷分三ツ九分、本郷町付分四ツ七分、新田分三ツ二分、新田町付分三ツ四分である。さらに

この時期に畑方の取箇は、新田分と新田町付分が享保五年に三ツ三分と三ツ五分に、七年に三ツ四分と三ツ六分に上がった。一方、田方も強化された。すなわち、享保五年に新田分が二ツ九分に、七年に本郷分が四ツ五分に、九年には本郷分が四ツ六分になった。検見引も少なく、表4にみる基準とされた宝永六年（一七〇九）の検見引高一六石六を上回った年は、享保六年二八石余、八年二九石余、一三年二六石余しかなく、一〇石にみえない年が五年もあった。

かくして第九期は第八期に比べて年貢は、田方で八石余増えて一二五石二二三であった。畑方で六石余増えて一八四石七九四であった。全体としては一七石余増加して、三一〇石〇一七であった。年貢率も二・二ポイント上昇して、三九・七パーセントであった。

第一〇期になっても増徴は継続された。取箇をみると、畑方では元文元年（一七三六）に本郷分が四ツになった。二年には本郷分が四ツ一分、新田分が三ツ五分になった。田方では五年に本郷分が四ツ七分になった。

この増徴は無理であった。享保一五年（一七三〇）に町付分が消えたのは、堀村が困窮化してきたことを示している。また堀村の皆済状は元禄六年（一六九三）分から嘉永六年（一八五三）分までよく残されている⁴⁷。それによると、以前は享保三年分と九年分が未進であったのみであるが、元文四年（一七三九）分以降は天明年間に至るまで、毎年未進を繰り返したのである。

田方の検見引をみても、享保一六年に四一石余を出してから、年々増加の傾向を示した。この時期に検見引が二〇石以下であったのは、享保一五年一一石余、一七年一八石余、元文三年（一七三八）一四石余、四年二〇石余にしかすぎない。あとは

三〇石以上である。五〇石以上の年を列挙すると、享保一九年九七石余、元文元年八〇石余、寛保元年（一七四一）七三石余、二年一〇七石余、三年五七石余、延享元年（一七四四）六四石余であった。しかも、これだけ検見引が増大したにもかかわらず、取箇が下げられたのは、元文四年に畑方本郷分で四ツと一分下げられたのみである。いかに水戸藩の増徴政策が強烈であったかを示している。

かくして第一〇期は第九期に比べて年貢は、田方で一二石余減って、一一二石四四四であった。畑方は四石余増えて、一八九石五八三であった。全体としては、七石余減少して、三〇二石〇二七であった。年貢率も一・一ポイント減少して、三八・六パーセントであった。

寛延二年（一七四九）に水戸藩は財政難のために幕府に拝借金をお願いしたが、逆に改革を命じられた。第一一期はその改革の時期である。改革は一応成功したとされるが、それは過酷な年貢取奪の実行によった。たとえば、下伊勢畑村では縄下・入牢が頻繁に行われるようになった⁴⁸。この時期の堀村は年貢が激減したときである。天災のためというよりは、長年の過酷な増徴政策のために、堀村が疲弊してきたことを示している。

延享二年（一七四五）、田方本郷分の取箇が一分下がって四ツ五分になった。この年の田方は大変な不作で、検見引は一四二石余にもなった。しかし、ほかの項目の取箇は前年と同じであった。翌三年も大不作で検見引が一四四石余もあったが、取箇は前年と同じであった。翌四年も大不作であった。検見引は一七七石余もあった。そのためこの年は、ふたたび田方本郷分の取箇が一分下げられて四ツ四分になった。ただし、この年ふたたび畑方本郷分に一石五〇七、新田分に〇石三四八の町付分が設定されたが、

疲弊した堀村では成り立たなかった。宝暦五年（一七五五）までしか続かなかった。

寛延元年（一七四八）の堀村は飢饉というほかない。田方検見引は二五七石余もあった。表4にみたように田方の年貢地は二九四石余であったから、実に八七・三パーセントの田方が引かれたのである。取箇は畑方本郷分で一ツ減って三ツ一分、新田分で二分減って三ツ三分となったが、田方は本新田ともに前年と同じ四ツ四分と三ツであった。

その後は小康をえたようである。判明するかぎりでは、寛延三年（一七五〇）の田方検見引は一九石余、宝暦二年（一七五二）は二九石余、三年は六四石余であった。取箇も田方本郷分四ツ四分、新田分三ツ、畑方本郷分は四ツか四ツ一分、新田分は三ツ四分であった。しかし、宝暦五年にふたたび一一四石余も検見引を出した。そのために田方本郷分の取箇は二分下げられて、四ツ二分になった。

かくして第一期は第一期に比べて年貢は、田方で三二石余も減って、八〇石〇五一であった。畑方も一石余減って、一八七石七であった。全体としても三四石余減少して、二六七石七五であった。年貢率も四・四ポイント減少して、三・四・二パーセントであった。

第一二期は第一期からの不安定さが継続した。判明するかぎり明和四年（一七六七）までの田方検見引を列挙すると、宝暦七年（一七五七）は一一二石余、九年は七〇石余、一二年は八三石余、明和元年は七二石余、四年は一一八石余であった。この間、取箇は宝暦五年以来の、田方本郷分四ツ二分、新田分三ツ、畑方本郷分四ツ一分、新田分三ツ四分であった。そして、明和の末から安永の初めにかけての飢饉に襲われた。

明和五年（一七六八）の田方検見引は一五〇石余にもなった。

この年、田方本郷分の取箇は一分下がって四ツ一分に、畑方新田分も一分下がって三ツ三分になった。七年には検見引はさらに増えて二三一石余である。取箇は田方は五年と同じであったが、畑方は大幅に下がって、本郷分三ツ三分、新田分二ツ五分になった。八年はさらにひどく、検見引は田方の九七・五パーセント、二八七石余にもなった。取箇は田方は前年と同じであったが、畑方は回復して本郷分三ツ八分、新田分三ツ一分であった。翌安永元年（一七七二）も検見引が二七石余もあり、田方の取箇が一分下がって、四ツになった。二年になると小康をえたようである。検見引は八七石余に減り、畑方の取箇が本新田ともに一分上がって、三ツ九分と三ツ二分になった。しかし、翌三年の検見引は又増えて一〇八石余になったが、取箇は田畑ともに前年と同じであった。

この時期、農民を苦しめたのは年貢のみではなかった。指銭帳をみると、この時期に御用金が賦課されている。それも明和四年などには「常輪御用金」と表現されているから、毎年、賦課されたのである。また拝借金が支給されたが、これも村方の負担になった。いかにひどいものであったかは、取立に郡方役人が村方になって、何泊もしたことで理解される。明和七年には、「是ハ諸拝借金御取立ニ御出被レ成候節、七泊り分」と明記されているほどである。

かくして第一二期は第一期に比べて年貢は、田方で一四石余も減って、六五石五九であった。畑方も一石余減って、一八七石七二六であった。全体としても一六石余減少して、二五一石三二六であった。年貢率は二・一ポイント下降して、三・一パーセントであった。

長年の加重な増徴政策のために、堀村は荒廃化した。水戸藩は

表9 安永4年堀村田畑取下

種類		取箇 ツ分	年貢地高 石	備考
定例引高			3,724	
田方	本郷分	4.0	103.189	
	同分内定免	3.0	39.172	
	同分内表田分定免	2.6	17.250	
	同分内手余分定免	2.1	69.724	
	同分内悪所分定免	1.5	36.891	
	同分内荒地分定免	1.0	18.200	
	新田分定免	2.5	2.720	
	同分内悪所分定免	1.9	6.011	
	同分内荒地分定免	0.5	2.265	
田方計			295.422	
畑方	本郷分	3.9	305.029	
	同分内新田坪分各免	2.6	76.365	舩夫金丸免
	同分内同所悪所分各免	1.3	17.760	舩夫金丸免
	同分内同所荒地分各免	0.5	12.567	舩夫金丸免
	新田分	3.2	55.669	
	同分内新田坪分各免	2.2	1.856	
	同分内同所悪所分各免	1.1	7.779	
	同分内同所荒地分各免	0.5	6.128	
畑方計			483.153	
合計			782.299	

年貢割付状 (542)、小割付帳 (163, 164) より作製。

十分な対策をとろうとはしなかった。田方に多額の検見引を計上しても、飢饉の年でさえも取箇は前年に比べて、一分しか下げなかった。この間、畑方も同様で最高時の取箇、本郷分でみると四ツ一分から三ツ九分に下げたのみである。

荒廢化した堀村を、水戸藩は認めなければならぬ時期に達した。安永四年(一七七五)、水戸藩は表9のように、堀村に全面的な取下を断行した。以前のように検見引をし、また取箇を操作

できる田方は、「本郷分」の一〇三石余のみになった。また取箇を操作できる畑方は「本郷分」三〇五石余と、「新田分」五五石余、合計三六〇石余のみであった。残りの田方一九二石余、田方の六五・パーセントと、畑方一二二石余、畑方の二五・四パーセントは荒廢のために取下となり、そのうえ定免・各免となって取箇は一定になった。とくに田方の二〇石余と畑方の一八石余は荒地として認定された。年貢高は田方八一石四四四、畑方一六一石一三七、合計二四二石五八一である。

この減免は適正なものであったであろうか。たしかに第一三期の期間中に破免はなかった。すなわち、田方の検見引はなかった。そのうえ、田方の「本郷分」と畑方の「本郷分」「新田分」の取箇も据え置かれて、四ツ・三ツ九分・三ツ二分であった。年貢高は毎年、右にみたのと同額であった。一見、安定したように思われる。しかし、第二二期と比べると年貢は、田方で一五石余増え、畑方は二四石余減った。全体としては八石余減少した。年貢率も一・二ポイント下降して、三二パーセントであった。

一見、水戸藩は年貢を減免したように思われる。そのうえ、表9にみるように畑方本郷分の取下地は、みな舩夫金丸免になっている。舩夫金は百石につき四両賦課された^②。したがって、より多く減免されたのである。しかし、そう単純にはいえない。実は畑方の換算率は二石五斗一両であったから、畑方の年貢は実際は二・五分の一の額でしかなかった。このほかに畑方の本郷分には、三分の一の増徴になったと評される三雑穀切り返し法がある^③。これを加えても畑方の減免分は少なかったといえる。それ故にこの取下は、畑方の減免分が田方の増徴分を超えていたとは認められない。安永四年(一七七五)の取下は、実際には以前とほぼ同額か、多少の増徴であったと認められるのである。

六 荒廃の進行への対策

堀村は荒廃化していった。それでは堀村は、この現実いかに対処したのであろうか。

表10と11は享保一三年（一六二八）から安永三年（一七七四）までの間に取り立てられ、また潰れた農家の一覧である。これを

表10 享保13年より安永3年まで堀村新百姓

家番号	人名	年代	持高石	備考（）内元持高石
126	八郎次	享保20年	6.912	2番家（15.205）より分家
127	清衛門	元文元年	14.704	42番家（65.988）より分家
128	清七	元文3年	1.344	
129	徳衛門	寛保元年	2.305	
130	忠兵衛	寛保2年	13.317	53番家（41.610）より分家
132	吉六	延享2年	5.289	4番家（11.264）より分家
157	次郎左衛門	延享2年	0.956	
134	孫四郎	延享4年	0.712	
135	甚八	寛延2年	3.027	
136	勘次平	宝暦5年	2.563	
137	彦重	宝暦9年	23.125	42番家（51.867）より分家
138	仁平治	宝暦13年	2.321	
139	伝蔵	明和元年	8.110	113番家（14.158）より分家
140	六蔵	明和4年	5.173	
141	八郎兵衛	明和8年	20.836	3番家（63.455）より分家

出典・注記、表6と同じ。

表11 享保13年より安永3年まで堀村潰百姓

家番号	人名	年代	持高石	備考（）内持高石	家番号	人名	年代	持高石	備考（）内持高石
12	重兵衛	享保13年	5.879		95	市郎兵衛	延享4年	1.050	
15	太郎衛門	享保17年	2.107		112	源衛門	延享4年	0.430	
5	庄兵衛	元文元年	2.893		119	林蔵	延享4年	2.252	6番家（6.527）の分家
92	次郎左衛門	元文元年	0.486		124	林蔵	延享4年	2.781	23番家（2.471）の分家
28	六衛門	寛保元年	2.969		125	市兵衛	延享4年	1.496	
29	茂衛門	寛保元年	0.853		129	徳衛門	延享4年	3.101	
94	嘉兵衛	寛保元年	0.949		47	長衛門	宝暦5年	3.466	
49	利平次	寛保3年	2.726		50	清兵衛	宝暦5年	3.872	
100	紋兵衛	延享2年	1.855		114	与次衛門	宝暦5年	5.885	
2	市郎治	延享4年	9.538	分家126番家（7.942）に吸収	80	四郎治	宝暦9年	3.688	享保2年以來存在
9	七平	延享4年	3.149		101	儀左衛門	宝暦13年	0.600	
25	吉十郎	延享4年	3.723		10	孫左衛門	明和4年	2.365	
36	善衛門	延享4年	1.990		157	四郎治	明和9年	3.517	延享2年取立
63	小衛門	延享4年	1.285		135	甚八	安永3年	1.702	

出典と注記は表7と同じ。

みると延享二年（一七四五）以前とそれより後とは、一線を画している。

延享二年（一七四五）以前の取立百姓は七軒ある。これに表6の取立百姓一二軒を加えると、一九軒になる。一方、延享二年以前の潰れ百姓は九軒ある。これに表7の潰れ百姓一〇軒を加えると、一九軒になる。すなわち、延享二年までの堀村は潰れ百姓が出る、相応に農家を取り立てていたのである。これに対して、延享四年以後は取立が八軒、潰れが二〇軒になる。十分補っていないのである。

表11で潰れた農家の例外的存在は、九石余二番家市郎治が、分家七石余一二六番家兵衛門に吸収された事例である。合体した同家は一五石余の上層農民に戻った。これなどは、たんなる困窮化が問題であったとはいえないかも知れない。

潰れた残りの二八軒は、六石未満の中下層農民である。それも四石未満が二六軒と、ほとんどを占める。かくして堀村の農家軒数は減少し、とくにそれは下層に顕著に表れた。なぜ、堀村の下層の農民は減少したのであるのか。

表12は安永三年（一七七四）の堀村の農民階層である。九七軒の農家が認められる。このうち上層農民が七軒で七・二パーセント、中層農民が七八軒で八〇・四パーセント、下層農民が一二軒で一二・四パーセントである。これを表5の享保二年（一七一七）と比べると、次の点が違っている。

第一に全体で一〇軒減った。第二に上層農民は二軒減った。とくに六〇石台・五〇石台の大高持がいなくなった。第三に中層農民は一四軒増え、比率も八〇・四パーセントになった。第四に下層農民が二二軒も減って、一二軒になった。かくして安永三年の堀村は中層農民の割合が高い、小農自立化を達成した安定した農

表12 安永3年堀村農民階層

持高石	人数	人数	%
42～45	1	7	7.2
39～42	0		
36～39	1		
33～36	1		
30～33	0		
27～30	0		
24～27	2		
21～24	1	78	80.4
18～21	0		
15～18	1		
12～15	5		
9～12	9		
6～9	37		
3～6	27		
0～3	12	12	12.4
合計	97	97	100

年貢小割付帳（161,162）より作製。宗教関係者2名は除いた。

民階層の村になったような外観を呈する。

しかし、これは安定化を意味しない。荒廃化が進行するなかで、下層農民が没落する。そのために奉公人の給金や小作料が高騰し、地主経営が破綻して上層農民も没落する。かくして中層農民が多数を占める村に変貌するのである。農村荒廃下の中農肥大化現象という。この現象が堀村にも認められるようになった、とも考えられる。しかし、そうは単純に判断できない。

表5と12をより詳しくみてみる。全体で減ったのは一〇軒であるが、下層農民は二二軒減った。中層農民の下層である六石未満層も五軒減っている。これに対して中層農民のその上の九石未満層は一八軒増えている。すなわち、個々の家は別にして、全体と

して六石未満の下層は一〇軒潰れたが、減った分の残りの一七軒は、その上の九石未満層に上昇したのである。

近世農村において安定した経営をするためには、どの程度の規模であるべきかは、村方の産業や土壌などによって違いがある。しかし、享保二年（一七一七）の堀村は四節にみたように、水戸領の平均値とほぼ同じ、一軒当たり七石一三二の持高であった。そのうえ、堀村は水戸の商圏に組み込まれていたから、豊かな村であった。それにもかかわらず、下層の多くが脆弱な経営体質であったことは、みてきたとおりである。

下層の多くは脆弱な体質であった。それにもかかわらず、そのうちの一七軒もが荒廃化の進行するなかで上昇したということは、彼らが独自の力で達成できたとは考えがたい。それ故に村の対応策、脆弱な農家を整理する一方、労働力を確保している下層の経営体質を安定化させる村の意向を認めてよいのではないだろうか。

右のことは堀村において、中層肥大化現象が早く現れている点からも傍証される。すなわち、天明の大飢饉を境にして荒廃前期は、人口は漸減するが農家軒数は維持される。しかし、後期は人口・軒数ともに減少するのである。たとえば、堀村の西六キロ離れた宍戸藩領の有賀村には、享保以降の人別帳がよく残されている。それによれば、前期に人口は元文四年（一七三九）の四三九人から安永八年（一七七九）の三一九人に減るが、農家軒数はこの間、八三軒から八七軒を上下した。それが後期になると人口・軒数ともに減って、人口は天保五年（一八三四）の二二四人まで、軒数は弘化四年（一八四七）の四六軒まで減少したのである。⁵⁶

安定した経営の農家の創出という堀村の方針は、上層農民に關してもいえる。表6では中層農民の分家が主体であったが、表10

では六〇石・五〇石・四〇石といった大高持が分家を出している。彼らはなぜ分家を出したのか。その理由としては、前にも指摘した分割相続という農民的な意識があげられる。しかし、そのみではないであろう。下層の没落は奉公人の給金や小作料を高騰させた。その対策として、手作り経営のできる規模へ縮小し、経営の安定化を計った、と考えられる。なお、この後も上層農民の経営規模の縮小化は進み、寛政以後は最大でも三〇石未満になる。

安定した農家の創出のほかに、この時期の対策として次の点が指摘できる。それは農家の他組への移動である。こうした事例は享保から文化にかけて二一例認められる。しかもそのうちの一例が、組頭就任⁵⁷にともなうものであった点が、とくに注目される。他組への移動は、組間の規模の調整という意味が一つあったに違いないが、組頭就任にともなう移動は、年貢皆済の安定化のためであったに違いない。以下、年代順に簡単に紹介する。

享保四年（一七一九）に、二七石余の五三番家市郎衛門は、三番組から二番組に移動して、二番組の組頭に就任した。元文二年（一七三七）まで務めた。この移動にともない、元二番組の組頭であった五一石余四二番家三郎兵衛が二番組から三番組に移動した。同家は享保二年の六五石から一三石余も持高を減らしているから、一時的に組頭が務められない経営難に陥ったとみられる。また、この交代は組の規模の調整の側面をよく示している。しかし、一見して理解できるように、両家は規模が違いすぎる。そのためといえる、一五石余六七番家庄兵衛がこのとき、市郎衛門とともに三番組から二番組に移動した。

荒廃が進行するようになると、移動による組頭就任は頻繁に行われるようになった。延享二年（一七四五）には、五石余六一番家伝左衛門が三番組から二番組に移動した。ただし、彼は三番組

に籍を置きながら、寛保元年（一七四一）以来、二番組の組頭であった。延享四年まで務めた。

延享三年（一七四六）には、一一石余三〇番家吉兵衛が二番組から一番組に移動して、一番組の組頭になった。同家は明和三年（一七六六）まで、一番組の組頭を務めた。

宝暦三年（一七五三）には、久兵衛が組頭になった。この時期に当主が久兵衛の家はない。この間の小割付帳は欠けているが、宝暦五年の小割付帳で一四石余一〇九番家伝兵衛が三番組から二番組に移動したことが確認できる。そして、この家の当主名は明和元年（一七六四）に久兵衛に変わった。したがって、組頭久兵衛の家はこの家とみなせる。彼は宝暦一三年まで二番組の組頭を務めた。

宝暦四年（一七五四）には、茂兵衛が組頭になった。宝暦五年の小割付帳では一〇石余六五番家組頭茂兵衛が、三番組から四番組に移動したことが確認できる。彼は明和二年（一七六五）まで、四番組の組頭を務めた。

明和元年（一七六四）には、二五石余一三七番家彦重が三番組から二番組へ移動して、二番組の組頭になった。彼は同三年まで二番組の組頭を務めた。

明和四年（一七六七）には、五石余六六番家利兵衛が三番組から一番組へ移動して、一番組の組頭になった。彼は安永六年（一七七七）まで一番組の組頭を務めた。

明和三年（一七六九）に次郎兵衛が、四番組の組頭になった。この組には一二石余七三番家次郎兵衛がいるが、おそらく彼ではない。享保に二番組に移動した五三番家、当時は二四石余次郎兵衛が明和六年に四番組に移動しているからである。彼は安永三年（一七七四）まで四番組の組頭を務めた。

代わって安永三年（一七七四）には、吉次が四番組の組頭になった。ところで、安永四年に一一石余一三番家利衛門が、一番組から四番組に移動した。この家の当主名は、安永七年から吉次である。吉次は安永八年まで、四番組の組頭を務めた。

安永八年（一七七九）には、享保に二番組に移動した一二石余六七番家三郎衛門がふたたび三番家に移動して、三番組の組頭になった。彼は天明六年（一七八六）まで三番組の組頭を務めた。

寛政三年（一七九一）には、七石余四八番家兵左衛門が二番組の組頭になった。組移動が確認できる蔵入分の小割付帳は五年まで欠けているが、六年のもので同家は三番組から二番組に移動したことが確認できる。この家は天保六年（一八三五）まで二番組の組頭を務めた。

一般に組の編成は坪単位でなされ、その組から組頭は選ばれる。それにもかかわらず、荒廢の進行するなかで、堀村では一一例も他組から組頭を迎えたということは、荒廢への対策として実力のある家を配置したからと認められる。ただし、たとえば、二番組は明和元年（一七六四）に三番組から組頭を迎えているのに、三年には四番組に組頭を送り出しているなど、個々の組や家の詳しい事情は解明できない。また、彼らは引越をしたのではないであろう。堀は平坦な地形の上に、あまり広くない村域に家が散在していたから、引越をする必要もなかったであろう。

さらにこの時期の対策として、田畑の再配分と所持権に関わる違った方法が採用されるようになった。小割付帳の各家の記載の一行目は、持高と請作人である。この持高の右肩に土地移動があったときに、往々その趣旨が記されている。移動のすべてに記されたのではない。また、まったく記されていない小割付帳もある。記載・不記載の基準は明らかにできないが、かなりよく記載され

ている。その様式は、享保二年（一七一七）の蔵入分に記された出入の事例でみると、次のようである。「内」とあるのが入手した場合で、「外」とあるのが、手離した場合である。

内畠五斗二升也西より孫兵衛分入

外二畠四斗八升二合西より藤左衛門二成引

この記載様式では、移動が売買によったのか、質流れなのか、共同体の仲介によるものか、判明しない。ともかく宝暦年間まではこの記載様式であった。ところが、明和元年（一七六四）から違った記載が現れる。

明和元年（一七六四）の給郷分の小割付帳の給人林分に、次の記載がある。新六に、「内畠四斗四升也徳左衛門分未入但友平預ル分」と、友平に「外二畠四斗四升也未より徳左衛門分新六高へ入」とある。これによると、徳左衛門分の畑四斗四升を友平が預かっていたが、このときそれが新六に渡ったのである。友平は二石余一〇六番家である。新六と徳左衛門の名は蔵入分にはない。小割付帳は蔵入分と給郷分とは請作人の名前が一致しない事例が多くある。前後の二種の小割付帳で確認すると、新六は六石余一〇五番家元衛門である。徳左衛門は六石余二一番家彦左衛門である。

さきにもたように、二一番家は享保二年（一七一七）に持高三二石余の庄屋であった。その後、元文三年（一七三八）から延享四年（一七四七）までは組頭を務めたが、享保以来持高を漸減させた。そして、宝暦七年（一七五七）には一二石三六あつた林分の持高を九年に四石五八四に減らして、六石余の中層農民に転落してしまった。この間に友平は林分を一石五二から一石九五と、四斗四升増やしているから、このときに預かったのである。ただし、預かった年は「未」とあるが、宝暦七、八、九年は

未年ではない。更新された年であろう。

宝暦に友平は徳左衛門分の畑四斗四升を預かった。しかし、この畑は何らの注記もされることなく、友平分の持高に算入されていたのである。そしてこのとき、下層農民である友平の経営状況から判断して不適当とされて、新六に渡されたのである。

右のように田畑を預けるという方法は、以前からあった。ここで重要な点は、それが明記されるようになったことである。そして、こうした事例が以後、よくみられるのである。

表現の仕方としては、いくつかある。たとえば、明和五年（一七六八）の給郷分に、「一石余六一番家惣衛門に、「内田二石四升六合彦重分子より寅迄三ヶ年高二入」と記されている。なお彦重は前にみた組頭である。また明和九年には四石余一九番家治五衛門に、「内二石七升壹合勘次衛門分抜」と記されている。なお勘次衛門は三石余四番家である。

明和八年（一七七一）の蔵入分には、六石余六七番家三郎衛門に「外畠三石五升八合卯より長十分引彦十高へ入置」とあり、また彦重に「内畠三石五升八合卯より長十分入置」とある。これが「入置」の初見である。そして、安永六年（一七七七）以降は「入置」の表現にほぼ統一された。ただし、「預」にしても「入置」にしても、記載された数は正常な記載様式に比べればはるかに少ない。

明和元年（一七六四）以降、堀村は村民の土地移動に積極的に関与するようになった。それも「預」から「入置」と強い表現に変わったように、より積極的になった。その理由は荒廃化が進行するなかで、引請手の確保が困難になってきたからに違いない。ついに安永四年（一七七五）には、二石余一六番家甚五兵衛が小割付帳に「潰人」と記された。これ以前の小割付帳に潰人の記載はなかった。潰人の田畑はほかの村人に配分されたからに違い

ない。堀村は潰人の田畑の引請手を確保できなくなったのである。安永七年（一七七八）になると、新しい方法が採用された。請作人の右肩に本来の請作人名を誰分と分付記載にし、ほかの人名を請作人として記す方法である。安永七年に二四石余二〇番家元庄屋勘衛門の給人太田原分に二筆と蔵入分に一筆認められるのが初見である。翌八年には三人分七筆が増えるが、安永九年には二人分二筆である。この方法が本格化するのには、天明の大飢饉以後である。それ故にこの方法に関しては、九節で考察する。また九節では、「潰人」にはもつとほかの積極的な意味があるので、この点も考察する。そして、入置はどうなったかも確認する。

七年貢の低迷期

ふたたび表3に戻る。天明三年（一七八三）からの第十四期⁸⁸は、天明の大飢饉に襲われた時期とその直後である。堀村においても、天明三年・六年・寛政元年（一七八九）は破免になった。それぞれ一〇〇石余・五六石余・一三七石余の田方検見引を計上している。しかし、取箇は下げられなかった。一方、天明七年から本郷分の悪所分で〇石一二六を砂置として、新田分で〇石〇一四を押し堀として、新たに永引となった。一方畑方は、天明三年と六年に「本郷分」で三ツ八分と一分下げられた。なお、「新田坪分」九石九五一が新たに夫金丸免になった。

かくして第一四期は第一三期に比べて年貢は、田方で一一石余減って、七〇石三四八であった。畑方も一石余減って、一六〇石〇九一であった。全体としても一二石余減少して、二三〇石四三一であった。年貢率も一・五ポイント下降して、二九・五パーセントであった。

天明の大飢饉は、右の数字から連想される以上の被害を堀村にもたらした。この点は次節で指摘する。ところで、寛政の初年は天明の大飢饉後の荒廢化の進行に対処するために、新たな取下が実施されたときである。堀村でも寛政三年（一七九一）に畑方の取下が実施された。五年に田畑の荒地が田方で一五石余、畑方で二六石余増えるなどの修正がなされた。八年には田方「本郷分」が一三石余減った。そして一〇年に田方本郷分に開発分九石余が計上され、新田分の荒地分が三石余増えたのにとない、田方が多少変更された。

表13は寛政八年（一七九六）の田畑の年貢割付である。表9の安永四年（一七七五）の割付と比べると、田畑ともに取箇は変わっていないが、畑方を中心に大幅な減免になった。田方「本郷分」が一五石余減ってその分、表田分・手余分・悪所分が増えた。とくに手余分は一〇石余増えている。畑方は「本郷分」が二八石余も減って、その分「各免分」・悪所分・荒地分が大幅に増えた。また「新田分」がなくなり、その分、「各免分」・悪所分・荒地分が増えた。荒地分は田方では二〇石余と安永四年と同じであったが、畑方では一〇八石余と九〇石近く増えたのである。なお畑方はこのほかに、本郷分で舩夫金や畑方の三分の一増徴になったとされる三雑穀の負担が、かなり免除されている。また畑方「本郷分」に潰人分が計上された点も見逃ごせない。

年貢高を計算すると、田方八〇石〇一二、畑方八二石二五六、合計一六二石二六八になる。しかし、寛政年間はまだ天候が不安定であった。田方の取箇は一定していたが、検見引が寛政四年（一七九二）に四七石余、六年に二二三石余あった。畑方では「本郷分」の取箇が、寛政九年から享和二年（一八〇二）の間は三ツ五分から三ツ八分の間を上下した。

表13 寛政8年堀村田畑取下

種類		取箇 ツ分	年貢地高 石	備考 石
定例引高			3.868	
田方	本郷分	4.0	88.160	
	同分内定免	3.0	39.989	
	同分内表田分定免	2.6	19.333	
	同分内手余分定免	2.2	80.010	
	同分内悪所分定免	1.6	38.608	
	同分内荒地分定免	1.0	18.200	
	新田分定免	2.5	2.706	
	同分内悪所分定免	1.9	6.011	
	同分内荒地分定免	0.5	2.265	
田方計			295.282	
畑方	本郷分	3.9	18.688	内9.951潰人分夫金丸免
	同分内各免	2.6	176.514	内19.433舩夫金丸免
	同分内悪所分各免	2.3	144.287	内101.710雑穀丸免、内42.577舩夫金雑穀丸免
	同分内荒地分各免	0.5	72.232	内37.501雑穀丸免、内34.731舩夫金雑穀丸免
	新田分各免	2.2	9.147	
	同分内悪所分各免	1.1	26.313	
	同分内荒地分各免	0.5	35.972	
	畑方計			483.153
合計			782.299	

年貢割付状（474）より作製。

かくして第一五期は第一四期に比べて年貢は、田方は八石余増えて、七九石一一七であった。畑方は大幅に七七石余も減って、八二石八三四であった。全体としても六八石余も減少して、一六一石九五一であった。年貢率も八・八ポイントも下降して、二〇・七パーセントであった。

水戸藩は寛政一一年（一七九九）から農村復興のための改革を本格的に開始した。きめ細かな農政を実施するために四郡制から郡数を増やした。享和二年（一八〇二）に一一郡制に確定した。このとき堀村は新任の長尾景福の管下に入ったが、長尾は不適任とみなされたようで、文化元年（一八〇四）一月一三日に留守居同心頭に転任になった。代わって堀村は小原俊章の管下に入った。文化七年まで続いた。後任は岡野行従である。改革派の郡奉行である小原と岡野は、堀村の年貢割付を改めなかった。適正なものと判断したと理解できる。しかし、堀村の年貢はその後も低迷したままであった。

一般に文化文政年間は天候の安定した時期であったが、堀村では田方の取箇は一定していたが、文化元年（一八〇四）に二九石余、三年に四四石余、一四年に五二石余の検見引を計上した。また畑方では「本郷分」の取箇が、文化五年に三ツ七分、一年に三ツ六分、一四年に三ツ三分に、文政元年（一八一八）に三ツ五分に軽減された。

かくして第一六期は第一五期に比べて年貢は、田方で一石未満であるが減って、七八石四七三であった。畑方も一石未満であるが減って、八二石〇四三であった。全体としても一石余減少して、一六〇石五一七であった。年貢率もわずかであるが〇・二ポイント下降して、二〇・五パーセントであった。

文政三年（一八一〇）は郡奉行全員が左遷され、化政改革が挫

折した年である。保守派政権は年貢増徴の方針を採用した。堀村でこの点を確認すると、文政六年にわずかな数量であるが、田方の割替がなされた。すなわち、「定免」一分から〇石五三七が表田分に移された。表田分から〇石七五一が「定免」分に移された。また開発分から〇石二二九が荒地分に移された。全体で二斗の増徴にすぎないが、わずかでも増徴しようとする藩の方針といえる。

第一七期も第一六期と同様に、堀村はしばしば不作になった。田方では文政四年(二八二二)に一四石余の、八年に六四石余の、九年に四四石余の検見引を計上している。畑方の取箇は文政四年に「本郷分」三ツ二分、各免分で二ツ二分に引き下げられた。さらに「本郷分」は六年に三ツ八分、七年に三ツ七分、八年に三ツ八分であった。とくに一二年は「本郷分」が三ツ七分、に引き下げられたのみでなく、各免分も二ツ二分に、悪所分も一ツ一分に、新田分の各免分も一ツ八分に、悪所分も九分に引き下げられた。

かくして第一七期は第一六期に比べて年貢は、田方で三石余減って、七五石〇七七であった。畑方でも一石余減って、八〇石一七四であった。全体としても五石余減少して、一五五石二五一であった。年貢率も〇・七ポイント下降して、一九・八パーセントであった。

文政一二年(一八二九)一〇月一七日に、徳川斉昭が水戸藩主に就任し、水戸藩の天保改革が始まった。第一八期は改革の時期である。堀村の郡奉行も天保元年(一八三〇)が会沢正志斎、二年が川瀬教徳、四年から一四年が吉成信貞と、著名な改革派の陣容であった。しかし、彼らは堀村の年貢割付を改めなかった。適正と認めたのである。

天保年間には飢饉に襲われた時期である。堀村においても、田方で飢饉の年である四年・七年・九年は、取箇は下げられなかった

が、検見引が五二石余・一九二石余・三五石余計上された。畑方の取箇も四年に「本郷分」が三ツ六分に、七年に「本郷分」三ツ二分と各免分二ツ二分に、八年に「本郷分」三ツ二分と各免分二ツ一分と悪所分一ツ一分に、九年に「本郷分」三ツ六分に引き下げられた。

かくして第一八期は第一七期に比べて年貢は、田方も畑方もほぼおなじ水準であった。全体としては〇石二二増加した。年貢率は〇・一ポイント上昇して、一九・九パーセントであった。

天明の大飢饉後、堀村の年貢は減少した。とくに寛政の取下以後は低迷した状態であった。しかし、このことは堀村の荒廃が継続していたことを意味しない。享和のときも天保のときも、改革派の郡奉行は改正して、さらなる減免をしなかった。適正とみなしたのである。堀村は一九世紀に入ると、着実に復興してきているのである。

八 荒廃から復興へ

ふたたび表13をみてみよう。田方のうち取箇と引高を操作できる本来の年貢の賦課法を適用できるのは、「本郷分」の八八石余のみであった。残りの二〇七石余、七〇・一パーセントは定免の取下地になった。とくに労働力不足の「手余分」が八〇石余、荒地が二〇石余あった。畑方は取箇を操作できる本来の賦課法を適用できるのは、「本郷分」の一八石余にすぎなかった。残りの四六四石余、九六・一パーセントは各免の取下地になった。とくに一〇八石余は荒地であった。堀村の田畑のうち六七二石余、八五・九パーセントが荒廃化の被害を蒙っていたのである。とくに二二八石余、一六・五パーセントが荒地として認定された。

表14は安永四年（一七七五）から天保七年（一八三六）までの潰百姓の一覧である。ここでいう潰百姓とは、小割付帳に記載されなくなった百姓である（なお年代は記載の確認できる最終年）。これをみると、第一三期の後半、安永七年から天明元年（一七八一）にかけて、八軒の潰百姓が出ている。第一三期は五節に述べたように、年貢高が毎年一定していた。一見、安定していたように思われるのだが、内実はいかに農民にとって苦しいものであったかを示している。

天明三年（一七八三）から寛政二年（一七九〇）までの天明の大飢饉とその直後の時期である第一四期も、天明五年以来、毎年のように潰百姓が出て、八軒に及んだ。潰百姓は六石未満層であり、とくに第一三期・第一四期は三石未満の下層農民が中心であった。

表15は、この間の新百姓の取立の一覧である。一四軒が取り立てられた。とくに寛政年間までは、潰百姓に比べれば少ないが、相応に取立に努力した、といえる。しかし、彼らのうち一四三・一五〇・一五三番家の九軒は、表14に出ている。いずれも六石未満の取立であった。しかも、そのうちの五軒は、天明年間までに早そうに潰れてしまった。いかにこの時期、六石未満の取立が困難であったかを示している。

荒廃した堀村では、下層の経営が破綻していったのである。その反動は上層の経営難であった。

寛政三年（一七九一）二月に、水戸藩は堀村の「困窮人并潰絶前人」が負っている未進金・拝借金の未納分、合計八七両一分本二八〇文を年賦にするとともに、二五年間返済を猶予した。困窮人は三五人、潰絶前人は一人であった（この潰人は小割付帳に肩書記載のものでなく、絶前人と併記されていること、そして

表14 安永4年から天保7年まで堀村潰百姓

家番号	年代	人名	持高石	備考 () 内持高石	家番号	年代	人名	持高石	備考 () 内持高石
102	安永7年	久八	0.125		126	寛政2年	仁左衛門	5.099	
4	安永8年	勘次衛門	1.706		73	寛政8年	次郎平	4.606	
72	安永8年	甚四郎	1.855		136	寛政8年	与衛門	2.020	
143	安永8年	祐吉	4.601	6番家(6.527)に吸収	89	寛政11年	庄兵衛	4.700	
16	安永9年	善之平	3.594	13番家(11.888)に吸収	58	享和元年	八兵衛	3.170	
18	安永9年	茂次衛門	2.926		85	享和元年	五郎兵衛	1.344	
128	安永9年	半四郎	2.085		116	享和元年	甚五兵衛	2.181	
144	天明元年	宇重	2.325		71	文化元年	嘉十	4.613	140番家(6.061)に吸収
147	天明5年	幸重	2.628		134	文化元年	孫四郎	4.715	52番家(12.487)に吸収
146	天明6年	友吉	2.154		149	文化2年	伊与十	3.030	44番家(5.415)に吸収
37	天明7年	又衛門	0.186		76	文化4年	伊兵衛	3.590	77番家(4.363)に吸収
34	天明8年	市平	0.460		83	文化4年	与惣衛門	3.810	
145	天明8年	嘉重	4.188		148	文化11年	兵十	3.250	130番家(10.067)に吸収
150	寛政元年	吉左衛門	0.600		153	文化11年	吉郎衛門	0.205	13番家(17.159)に吸収
106	寛政2年	友平	1.440		107	文政元年	嘉衛門	3.128	

出典と注記は表6と同じ。

表15 安永4年から天保7年まで堀村新百姓

家番号	年代	人名	持高 石	備考 () 内元持高 石
142	安永4年	要七	10.075	1番家(11.469)より分家
143	安永6年	祐吉	4.601	
144	安永9年	ゆく	2.325	
145	天明4年	嘉重	5.538	
146	天明4年	友吉	2.154	
147	天明5年	幸重	2.628	
148	天明5年	兵重	4.236	
150	天明8年	吉左衛門	0.600	
149	寛政元年	伊予十	2.758	
151	寛政6年	半四郎	2.088	
152	寛政9年	平五郎	13.528	3番家(40.631)より分家
153	寛政11年	勘次衛門	0.506	
154	文化6年	次郎兵衛	4.606	75番家(10.752)より分家
155	天保4年	藤衛門	6.220	52番家(17.202)より分家

出典と注記は表7と同じ。

寛政四年の小割付帳の記載軒数は九一軒、足すと一〇〇軒余の以前の軒数に近いから、小割付帳に記載されなくなったものと判断できる。寛政四年の小割付帳に記載された農家の約三分の一が困窮人と認められたのである。そのうちの六軒が一五石以上の上層農民であった。次にその概略を示そう。

四〇石余三番家吉左衛門は、未進金五兩一分余・拝借金七兩三分を負っていた。彼の家は安永四年(一七七五)から天明三年(一七八三)まで庄屋を務めた。一五石余一三番家藤之允は、未進金一兩二分余・拝借金四兩二分余を負っていた。彼の家は利衛門が安永八年から天明六年まで庄屋を務めた。三〇石余二番家勘衛門は拝借金三〇兩二分余を負っていた。彼の家は享保九年(一七二四)から安永三年と寛政元年(一七八九)から三年まで庄屋を務めた。一六石余一番家吉衛門は未進金一分余を負っていた。一九石余四二番家三郎兵衛は未進金本二〇六文を負っていた。二四石余一四一番家八郎兵衛は、未進金本三九六文を負っていた。庄屋を務めた三人が多額の拝借金を負っていたのは、年貢皆済の問題が大きいと認められる。しかし、問題はそれのみではないことは、吉左衛門と藤之允に未進金があったこと、とくに残りの三人は一分かそれ未満の未進金であった点によく示されている。上層農民が、そんな小額の年貢を上納できなかった点に、事態の深刻さが示されている。

これらの六軒の上層農民は、その後も上層農民であった。ただ四二番家は享保二年(一七一七)に村内一の高持であった家である。同家は宝暦九年(一七五九)に分家を出したのちは、次第に持高を漸減させた。この後も減らし続け、文化二年(一八一四)以後は一五石余になってしまふ。

そのほかの上層農民の経営も安定したものではなかった。寛政

四年（一七九二）の小割付帳には、もう六軒の上層農民がいる。二二石余六〇番家弥次兵衛・一五石余の三〇番家吉兵衛・五七番家善兵衛・七九番家利物次・一二七番家介十・一三七番家彦十である。これらの家は遅くとも文化八年（一八一二）までに一石から一四石に持高を減らして、中層農民になるのである。

上層農民の経営が不安定であったことは、庄屋の任免をみても理解できる。右にみた庄屋の任免では、安永八年（一七七九）から天明三年（一七八三）の間、吉左衛門と利衛門が重複している。この理由は帳簿によって異なるからである。同じ帳簿でも指帳帳では、村役人の出張旅費の書上と帳末の署名では違っている。その後は田野村庄屋吉次と利衛門が重なり、天明八年は吉次のみとなる。なぜ庄屋が二人いたのか、不自然である。おそらくどちらかが後見人なのである。荒廃下の堀村では一軒で庄屋を務められる家はなく、ついには北隣の田野村庄屋吉次の兼帯になったのである。

荒廃下にあった堀村であったが、寛政以後、復興してくる。年貢高が停滞的であったように明確にそれを示す史料に欠けるが、この点を示唆する事実を示すことができる。七節にみたように、寛政一〇年（一七九八）に田方本郷分に九石余の開発分が計上された。また文政八年（一八二五）には、新たに永引に九升六合の江代が加わった。これらの事実は、復興のために田方の整備がなされていたことを示すものである。

上層農民も安定してきた。右にみたように、上層農民の下降現象は文化一一年（一八一四）までであった。文政二年（一八一九）には、庄屋一七石余一三番家富衛門は、安蔵の苗字を名乗るようになった。ただし、一代御免だったようで、次代の儀介は苗字を名乗っていない。しかし、この事実は、農民の身分上昇は献金に

よるのが一般的であるから、上層農民が献金できるほど安定化したことを象徴的に示している。一〇節に述べるが、幕末の堀村では苗字を名乗る者が十指に余るほどになるのである。

下層も変貌した。小割付帳の請作人の右肩に書かれた潰人の記載が、文化一二年（一八一五）から消える。ただし、文政八年（一八二五）から復活するが、天保になると、また消える。さらに表14をみると、潰人（この場合は小割付帳に記載されなくなった者）は文政元年までで絶えているのである。

また一〇節に述べるが、天保検地の結果、堀村の減石率は五・六パーセントと非常に低かった点も、一九世紀になってから着実に復興してきたことを示している。

堀村の復興には、この村が水戸の商圏に組み込まれた経済活動の活発な村であったことが有利に働いたに違いない。そうした意味で藩側の対策も有効であった。すなわち、寛政三年（一七九二）に実施された未進・拝借の恩恵的といえる処理であり、同年と五年に実施された畑方年貢の大幅な軽減である。この結果、皆済状の蔵入分の代方金は寛政二年分の三四両余から、六年分は一六両と、半減になったのである。先にも述べたように、一般に畑方年貢は田方に比べて安かったから、この時期にこれほど大々的な畑方の減免は例外中の例外といえる。それだけ経済の発展していた堀村にとって、代金納である高い畑方年貢は桎梏になっていたのである。

九 農地の所持と荒廃への対応

表16は、潰人のいなくなった文政二年（一八一八）の農民階層をみたものである。全体で七九軒ある。上層農民は八軒で

表16 文政2年堀村農民階層

持高石	人数	人数	%
27～30	1	8	10.1
24～27	1		
21～24	1		
18～21	0		
15～18	5	70	88.7
12～15	11		
9～12	20		
6～9	24		
3～6	15		
0～3	1	1	1.3
合計	79	79	100

年貢小割付帳(240, 261)より作製。
宗教関係者2名は除いた。

一〇・二パーセント、中層農民は七〇軒で八八・七パーセント、下層農民は一軒で一・三パーセントである。平均一軒当たり九石八五五に増大している。表12の安永四年(一七七五)と比べると、全体で一八軒減っている。上層農民は一軒増えているが、三〇石以上がいなくなった。これは六節に述べたように、手作り経営を旨とした結果といえる。より詳しくみると、三石未満の下層農民が一二軒から一軒と、一一軒減った。中層農民のうち六石未満層は二七軒から一五軒と、一二軒減った。また九石未満層は三七軒から二四軒と、一三軒減った。合計して九石未満の農民が三六軒減ったのである。これに対して、一二石未満層は九軒から二〇軒と、一一軒増えた。一五石未満層も五軒から一一軒と、六軒増えた。上層農民も一軒増えている。合計して九石以上の農民は一八軒増えたのである。すなわち、個々の農家の盛衰は別にして、九石未満層の農民のうち一八軒は潰れて、一八軒は上昇したのである。堀村は、以前に増して安定した持高の中層農民の多い村になっている。これは荒廃に対する村方の対応、努力の成果であった。それではどのような対策が施されたのであろうか。

表15をみると、寛政六年(一七九四)以降、堀村は新百姓の取立を以前のようには行っていない。とくに一九世紀になると、ほとんどまれになった。堀村は零細な経営規模の新百姓の取立に慎重になった、といえる。その一方、堀村は既存の農家の維持に努めた。その方法は四つあった。すなわち、七節に述べた潰人と分付と入置、そして村役人の支配である。以下、簡単に解説しよう。潰人に関しては、六節では田畑の引請人がいなくなった点を指摘した。しかし、そう単純にはいえない。なぜならば、安永四年(一七七五)から文政一二年(一八三〇)までの間に、小割付帳に潰人と一回でも記された農家は二七軒あるが、そのうち一七軒は潰人記載が消えても存続した⁶³⁾。また八軒は潰人記載が消えてから平均で約一〇年後に、小割付帳に記載されなくなった。潰人記載がある最終年の次の小割付帳に記載されなくなったのは、二軒しか存在しないのである。

潰人記載にはさらなる問題がある。堀村は五二五石余の蔵入分のほかに、太田原・門奈・穂坂・市川・林・鶴殿の六人の家臣の給郷分二五六石余があった。当然、堀村の農民の多くは、蔵入分のほかに給郷分に一給から四給の田畑を所持していた。寛政六年(一七九四)の小割付帳で見ると、九一軒のうち七〇軒が給郷分の田畑を所持していた。小割付帳は蔵入分と給郷分とは別冊であり、給郷分では給人ごとに書き分けられている。これらの帳簿の潰人記載が不自然なのである。

たとえば、寛政六年(一七九四)の小割付帳では八軒が潰人と記されている。具体的に八軒の記載をみてみる。二番組では六石余二三番家作衛門は蔵入分と太田原分と門奈分に田畑を所持しているが、このうち門奈分のみ潰人と記されている。一石余三八番家奎衛門は、太田原分と鶴殿分に田畑を所持しているが、この

うち太田原分のみは潰人と記されている。

三番組では、一二石余五二番家六左衛門は蔵入分と林分に田畑を所持しているが、そのうち林分のみは潰人と記されている。三石余五八番家八兵衛は蔵入分のみで、そこに潰人と記されている。七石五九番家半七は蔵入分と林分に田畑を所持していて、両方とも潰人と記されている。五石余一三番家孫四郎は蔵入分と門奈分に田畑を所持しているが、このうち門奈分のみは潰人と記されている。

四番組では、四石余八六番家新衛門は、蔵入分と門奈分に田畑を所持しているが、このうち門奈分のみは潰人と記されている。六石余七番家嘉衛門は蔵入分と林分と鶴殿分に田畑を所持しているが、いずれにも潰人と記されている。ほかに彼には蔵入分に「嘉衛門分義衛門」があるが、これには潰人とは記されていない。

右にみたように、蔵入分・給郷分の複数に田畑を所持していた場合、すべてに潰人と書かれずに一部のみ書かれる事例のほうは、はるかに多い。そのうえ、連続して潰人と記された年数も少ない。右の八軒で見ると、二三・三八・五二・八六・一三四番家は一年のみである。ほかは八番家七年、五九番家八年、一〇七番家一年である。

なぜ潰人記載は、所持する蔵入分・給郷分のすべてに記されなかったのであろうか。この点と右に記した潰人と記されなくなっても存続している事例が圧倒的なことと、連続して記載された年数の少なさから、次のように考えてよいのではないだろうか。

さきにも記したように、潰人とは絶前人と違って、経営破綻した者であって、本人や家族、または相続権のある者が村の内外に存在するのである。この点を状況にあわせて拡大解釈して、適用したのである。すなわち、本当の潰人を出さないために、はやめ

に蔵入分・給人分ごとに経営破綻を認めて、早急に破綻処理をしたのである。具体的にどのような方法をとったかは不明である。ただ二点指摘できる。組頭支配に入った者が九軒ある。また潰人になったときか、解除後に分付になった者が一軒ある。

分付は労働力が不足して耕作できない者の田畑を、「分」として所持権を認めただうえで、ほかの農民に耕作を引請けさせる方法である。たとえば、天明三年（一七八三）に一三石余五二番家六左衛門が、五石余一三四番家孫四郎の田畑四石余を引請けたときに、例外的に請作人は孫四郎と記され、その右肩に「六左衛門引請」と書かれている。一見、地主小作関係を思わせるが、村が仲介になっているのは疑いない。分付主は中下層農民が多い。小作料を納めたかどうか記したものはないが、納めたとしても通常より小額だったのでないだろうか。

一年でも分付主になったことのある農家は、安永七年（一七七八）から天保八年（一八三七）の間に五七軒ある。実にこの期間に堀村に存在した農家の約半分にもなる。時期的にみると、安永七年は二四石余二〇番家勘衛門のみであった。次第に増加したが、天明三年まではせいぜい数軒程度と思われる。大飢饉に襲われて、以後増大した。四年に一軒、六年に一九軒に達した。寛政元年（一七八九）から四年にかけては「支配」が導入されて、四年に五軒になるが、六年には一五軒にまた増えた。その後は減少し、享和元年（一八〇一）に一〇軒を割って九軒になった。文化・文政年間には八軒の年が多いが、天保年間になるとまた増える。

この時期に最大であった天明六年（一七八六）でより詳しくみてみる。中下層農民が中心であると述べたが、上層農民も右に勘衛門にみたように分付主になった。勘衛門はこの年、二七石余の

持高のうち五石余を五筆に分けて分付に出していた。ほかに上層農民としては一四一番家西之介がいる。この年彼は一三石余しか所持していなかったが、このうち八石近くを六筆に分けて本家以外に分付に出していた。同家は本家である二六石余三番家吉左衛門の援助を受けて改革に当たっていた。天明三年には一五石余の田畑を吉左衛門が引請けていた。改革は成功した。同家は天明七年に一九石余、寛政元年（一七八九）には二四石余に回復している。分付も同年までであった。

四石から一三石の中層農民一〇軒が分付に出している。このうち八軒は一部である。すなわち、四石余一九番家次五右衛門は三石余、一〇石余五三番家次郎兵衛は一石余、九石余六二番家三左衛門は四石余、四石余七三番家治郎平は一石余、六石余一〇七番家嘉衛門は一石余、五石余一三四番家孫四郎は四石余、一三石余一三九番家善蔵は一石未満、七石余一四〇番家六蔵は一石余であった。ほかの二軒、七石余一二六番家仁左衛門と五石余一四五番家嘉重はすべてを出していた。

三石未満の下層農民は七軒のうち一軒を除いて、すべてを分付に出していた。すなわち、二石余一〇六番家友平は一石余であったが、そのほか四斗余三四番家市平、一斗余三七番家又衛門、二石余六四番家彦八、二石余八五番家五郎兵衛、二石余一一六番家甚五兵衛、二石余一三六番家与衛門はすべてであった。

右にみたように、上層農民と中層農民の多くは田畑の一部を分付に出していた。このことは、分付が労働力の不足を補うためであったことをよく示している。またほとんどの下層農民は、僅かな田畑をみな分付に出していた。彼らはわずかな田畑を耕す労働力さえ確保できないほど、経営破綻をしていたのである。その理由として三点、あげられる。第一に、貧しい農家ほど家族を養え

ないので、間引をするなどして家族数が少ない。第二に、飢饉の後には食料確保が困難で、そのために餓死を免れても栄養状態が悪く、長患いに陥りやすい。²²第三に、奉公に出してしまったからである。一九軒三四筆あるなかで、継続した期間はそれほど長くない。最長は孫四郎分の二二年で、一年以上が五筆あるが、一年だけのものが四筆で、八年以下が二九筆ある。一筆平均で五・六五年である。期間の短さは、あくまでも分付が臨時的な措置であったことを示している。

分付は天保になると、また増えた。蔵入分と給郷分の小割付帳の揃っている文政一一年（一八二八）では一〇軒一七筆であったが、給郷分のみの一二年と天保元年（一八三〇）は、五軒五筆と一〇軒一筆であった。そして二種の小割付帳が揃っている翌二年には一九軒二九筆になる。おそらくこの年から確認できる九軒分の蔵入分の分付は、天保元年から始まったとみても、それほど間違いではない。

天保になって、なぜ分付はふたたび増大したのであるか。しかも天保四年（一八三三）の大飢饉以前に、である。その理由を考えるために、三点の指摘をしておこう。第一は長期化である。文政以前からの分付は一二筆ある。天保二年（一八三一）までどれくらいの間分付であったかをみると、最短は文政一一年（一八二八）以来の四年で、最長は寛政元年（一七八九）以来の四三年である。平均して二・四年である。天明期に比べて約四倍になっている。長期化の理由としては、慣例化して一度指定すると、解除しづらくなっていたことが考えられる。表現を変えれば、緊張感が薄れて天明期のように厳密に、その時どきの農家の経営状態を点検しなくなったのである。

第二に、中下層農民のみである点である。各家の天保二年

(一八三二)の持高を列挙すると、次のようである。四石余一九番家藤七、六石余二一番家安兵衛、六石余二三番家和吉、八石余二六番家新藏、六石余三一番家吉藏、一〇石余四五番家もよ、四石余五四番家要吉、六石余七四番家与次衛門、八石余七九番家勘兵衛、七石余八一一番家源藏、七石余八二番家利介、二石余八六番家新衛門、四石余九一番家作左衛門、六石余九九番家富次、三石余一〇四番家介衛門、六石余一〇五番家清吉、五石余一二二番家嘉市、二石余一五一番家半四郎、四石余一五四番家次郎兵衛。

上層農民がいらないのは、復興していることを示している。三石以上、一五石未満の中層農民は一七軒、下層農民は二軒である。なお、この年下層農民はこの二軒のみである。中層農民といっても一〇石余もよを除くとみな九石未満である。表16をみると、九石未満とはこの村の下半分の貧農である。また当主が女性であったもよの家の経営は苦しかったと推測できる。

第三に、一九軒のうち一四軒は持高のすべてを分付に出していた。残り五軒のうち、もよは門奈分二斗余以外を、勘兵衛は門奈分一斗余以外をすべて分付に出していたから、事実上、ほとんどすべてである。相応に自作していたのは新藏が蔵入分六石余、清吉が林分四石余、嘉市が太田原分三石余のみとなってしまう。ただし、嘉市は名前から判断して、請作人の兵左衛門と同じ家と考えられる。こうした事例は寛政期にも五例認められる。分付には、年貢負担者を明確にするとの意味もあったのである。

一六軒の中下層農民が、事実上すべての田畑を分付に出していた。すなわち、農業を営まなくなっていたことになる。七九軒しかない堀村である。この村は復興期にあったのだから、不自然である。しかも、天明六年(一七八六)には中層農民八軒のうち六軒は、一部しか分付に出していなかった。分付は蔵入分なら蔵入

分のすべてを、太田原分なら太田原分のすべてをというように領主単位で出されるのがほとんどであった。しかし、上層農民は右の記述でも推測できるように、蔵入分なら蔵入分の一部を分付に出した。天明六年(一七八六)の中層農民のなかでも、一三九番家善藏は門奈分の一部である。

したがって、次のように考えるべきだと思われる。一つには細かく精査せずに、領主単位で扱うことが慣例化した点である。その結果、名請人はかならずしも名請地をすべて耕作していたのではない、と推測される。労働力の不足していた貧困な中下層農民を援助し、とくに年貢上納の責任を負う点が重視されるようになったのである。分付のこのようなあり方は、右に同じ家のものが分付主であり、名請人である事例が寛政期にもみられることから、初期からあったに違いない。

ところで、天保になって分付が増えた理由であるが、長期化したこと、全部を出したかたちになっていることに示されるように、かなり形骸化していた、といえる。しかし、労働力不足に苦しむ困窮人を救済する方法として、依然として有効であったのである。そのうえ、復興してきたとはいえ、困窮人は跡を絶たなかったに違いない。そのために、復興を確実にするためにも、天保になってふたたび分付を強化した、と私には思われる。そして、この改革は八節の末に指摘した、天保になると肩書の潰人記載がなくなることと連動しているに違いない。

ある農民の田畑を、ほかの農民に「入置」制度は、天明年間にもわずかながら認められる。しかし、その後は絶えてしまった。その事例を簡単に紹介する。

天明三年(一七八三)に二二石余四二番家三郎兵衛分の畑三斗九升が、七石余五九番家勘四郎と七石余六二番家三左衛門と八石

余六八番家清兵衛に、三等分して入れ置かれた。また一六石余一三七番家彦十分の畑が六斗五升づつ、六石余三一番家庄衛門と三左衛門と清兵衛に入れ置かれた。一筆の畑を三等分したとは明記していないが、そう理解できる。天明四年には、彦十分畑六斗五升が庄衛門に入れ置かれた。同じ畑が年季の關係でふたたび記されたのであろう。

天明五年（一七八五）に次郎兵衛分の畑一石六斗が勘兵衛に、翌六年にも次郎兵衛分畑一石六斗が勘兵衛に入れ置かれた。請手は二七石余二〇番家勘衛門であるが、次郎兵衛の名は四番組に一〇石余五三番家と四石余七三番家と二家あって、どちらか明確でない。

同年に伝左衛門分畑三斗二升が八石余五九番家勘四郎に入れ置かれた。伝左衛門の名はこの年の小割付帳にはないが、三石余八二番家伝衛門はいる。右と左はよく誤記されるから、この家であるうか。また六年には誰分か、また田畑いづれかも記していないが、一石四八七が、一一石余六番家祐吉に入れ置かれた。なお祐吉は組頭であった。

入置は分付と違って、一時的に所持権の移動をとまなうと認められる制度である。しかし、件数も対象となった田畑の高も少なく、天明六年（一七八六）に絶えてしまった。荒廢期に一時的に預かる不安定さが嫌われたのであろうか。

支配は組頭の支配下に入るのである。寛政元年（一七八九）から四年にかけて実施されたこの方法は、所持権を分付や入置以上に制限するものであった、とみなせる。開始の時期は正確には天明八年（一七八八）に、九升一合常念が利兵衛の支配下に入ったのが最初である。利兵衛は六石余六六番家で、常念と同じ一番組の元組頭であったが、現職ではない。常念は指銭帳には道心とあ

るから、おそらく墓守である²⁴。

支配に入った農家軒数は一五軒である。元年に一〇軒、二年に五軒、三年に一三軒、四年に九軒あった。組別に各家の持高と支配に入った高をみると、二番組に七石余二四番家潰人七郎兵衛が四石余、三番組に三石余五八番家潰人八兵衛が三石余、七石余五九番家潰人勘四郎が六石余、四番組に七石余五三番家次郎兵衛が六石余、二石余六四番家潰人彦八が二石余、四石余七三番家潰人次郎平が一石余、三石余七六番家潰人伊兵衛が三石余、四石余七七番家潰人伝五兵衛が三石余、三石余八三番家与惣衛門が三石余、一石余八五番家潰人五郎兵衛が一石余、四石余八六番家潰人新衛門が二石余、三石余九一番家潰人作衛門が三石余、五石余一〇四番家介衛門が五石余、六石余一〇七番家潰人嘉衛門が二石余、二石余一一六番家潰人甚五兵衛が二石余である。いづれも七石以下の中下層農民であった。なお支配も領主単位に指定される。このほかに六石余三五番家神主河内の三石余が支配に入っている。

各家は原則的にその組頭の支配に入った。すなわち、二番組は九石余二二番家吉郎兵衛・七石余四三番家兵左衛門に、三番組は介三郎に、四番組は一五石余七九番家利惣次の家義衛門に、である。ただ唯一の例外は、寛政三年（一七九二）に介衛門が吉郎兵衛の支配になった事例である。

右のうち次郎兵衛と与惣衛門と介衛門以外の一二軒は潰人（この潰人は請作人の肩に記されたもの）であった。潰人と記されなかつた三軒も含めて、いかに彼らが苦境にあつたかを示している。

この後、実際に潰れた家は、表14と照らしあわせて理解できるように、寛政八年（一七九六）に次郎平が、享和元年（一八〇一）に八兵衛・五郎兵衛・甚五兵衛が、文化四年（一八〇七）に伊兵

衛・与惣次が、文政元年（一八一八）に嘉衛門が潰れた。七軒は潰れたが、すぐには潰れなかったこと、残り八軒は少なくとも天保検地までは存続した⁷⁷ことから、組頭支配は相応の効果を挙げたといえる。

右の四つの方法、潰人・分付・入置・組頭支配によって、堀村は荒廢の進行に対応して村を維持しようとした。たしかに安永の九七軒から天保の八〇軒と、軒数は減少した。その理由は、堀村がもう一つの方法を採用していたからである。すなわち、新百姓の取立に慎重になっていたことである。

堀村は各農家を維持する努力をするなかで、経営の困難な零細な農家を整理する一方、経営のできる農家の育成に努めたのである。寛政に強権を発動して組頭の支配下に置いたこと、天保に分付をふたたび強化したことは、この点をよく物語っている。そして、この堀村の方針は次節でみるように、天保検地のときにも貫徹されるのである。

潰人・分付・入置・支配は共同体が各農家の所持権を規制する方法である。そして、所持権に関するもう一つの方法が採用されていた。それは、困窮人が田畑を手離したとき、また潰百姓が出たとき、その配分に村が関与したことである。表14で八軒の潰人の田畑が、それぞれ一軒の農家に吸収されていることは、この点を暗示している⁷⁸。

十 天保検地とその後の発展

天保一二年（一八四一）二月、堀村に検地が実施された。検地帳は残されていないが、幸いに検地野帳が残されている。表17は田畑の位付をみたものである。これを見ると、堀村は慶安のとき

と同じく、畑勝ちの上田・上畑の少ない、地味の悪い村であった。村高七四六石四四五のうち、七石七五一は寺社領除分であった。したがって、年貢地は七三八石六九四である。検地前の年貢地は七八二石三七二であったから、四三石六〇五の減石であった。減石率は五・六パーセントである。これを水戸藩領全体と比べると、一一万八七八五石九七三減らして、二九万九六〇八石四八二を打ち出した⁷⁹のだから、減石率は二八・四パーセントである。八節にも指摘したように、この低さは堀村が復興していたことを示すものである。

その一方、復興は順調には進んでいなかった側面も知ることができる。表18は野帳に基づく農民階層である。二町以上の上層農民は九軒で一〇・六パーセント、二町未満五反以上の中層農民が六二軒で七二・九パーセント、五反未満の下層農民が一四軒で一六・五パーセントである。中層農民が多いという意味では以前

表17 堀村天保検地田畑位付

種類	面積 町反畝歩	石高
上田	46.2.19	60.142
上下田	8.5.4.24	94.028
中田	12.7.9. 8	115.134
下田	5.8.1. 6	40.684
下々田	2.0.9. 9	10.465
田 計	33.8.7. 6	320.453
屋敷	5.3.6.29	53.697
上畑	9.5.3.28	95.393
上下畑	9.1.4.23	73.181
中畑	21.5.3.10	129.200
下畑	18.5.2.14	74.099
下々畑	2.1. 3	0.422
畑 計	64.3.2.17	425.992
合計	98.1.9.23	746.445

「茨城郡堀村田畠御検地野帳」(26) より作製。

表18 天保検地堀村農民階層

面積 反	人数	人数	%
30～35	1	9	10.6
25～30	2		
20～25	6		
15～20	11	62	72.9
10～15	27		
5～10	24		
0～5	14	14	16.5
合計	85	85	100

出典は表17と同じ。村持、蔵地、宗教関係者は除いた。

表19 弘化2年堀村農民階層

持高 石	人数	人数	%
24～27	1	10	13.2
21～24	2		
18～21	1		
15～18	6	64	84.2
12～15	8		
9～12	15		
6～9	24		
3～6	17		
0～3	2	2	2.6
合計	76	76	100

小割付帳(277)より作製。村持と宗教関係者は除いた。

と同じであるが、人数も比率も下がっている。それ以上に問題なのは、下層農民が一四軒と増えて、全体も八五軒である点である。表16の文政二年(一八一九)の軒数は七九軒であった。これに表15でみたように、天保四年(一八三三)に新百姓が一軒取り立てられたから、検地直前の堀村の軒数は八〇軒であった。なお小割付帳が天保八年から弘化元年(一八四四)の間、欠けているか破損しているため、その間に取立があつたとも考えられるが、次に述べることからその可能性はないといえる。

検地のときに藩側は下層農民を中心に五軒の取立を求め、また農業経営が十分出来ない中層農民の規模縮小を求めたことになり。ところで、野帳は検地のときに作製された帳簿で、その後調整がなされて正式な検地帳が作製される。どのような調整がなされたのであろうか。今、正式な帳簿が残っていないので、それを示す弘化二年(一八四五)の小割付帳で農民階層をみたのが表19である。

弘化二年(一八四五)の農民階層は、一五石以上の上層農民が一〇軒で一三・二パーセント、一五石未満三石以上の中層農民が六四軒で八四・二パーセント、三石未満の下層農民が二軒で二・六パーセントである。全部で七六軒である。野帳よりも九軒減っている。すなわち、堀村は藩側の提案を拒否して四軒整理するとともに、零細な新百姓の取立と中層農民の経営規模の縮小を拒否したのである。天保になってからふたたび分付によって経営難の農家の救済に努めてきた堀村は、経営破綻した農家を整理する一方、零細な経営でなく、安定した規模の既存の農家を育成する方針を堅持したのである。

表16の文政二年(一八一九)と表19の弘化二年(一八四五)の階層構成を比較すると、もう一点重要な指摘ができる。全体で三軒減っているが、階層ごとに比較すると、上層農民が二軒増えている。一方、中層農民の一五石未満九石以上層は三一軒から二三軒に八軒減った。六石未満の中層農民は二軒増え、下層農民も一軒増えた。すなわち、堀村では農民層分解が進行し始めていたのである。もちろん、この現象は商品貨幣経済が発展したためといえる。

負高の問題も確認しておこう。買手の豪農が困窮化した売手の貧農から、評価額以上の田畑を購入した負高は、検地以前の大問題であった。この点を天保七年(一八三六)村内一、二位の高持であった三番家吉左衛門と二〇番家勘衛門で、天保七年の小割付帳と一四年の名寄帳⁸⁰⁾を用いて確認する。吉左衛門は二四石五五三から二三石五〇九に持高を減らした。これに対して勘衛門は二一石五二六から二六石九二三に増やしている。負高が一般的に行われていたとしたら、検地のときに豪農の持高は増加しなければならぬ。したがって、一軒は増え、一軒は減ったということこ

とは、少なくとも堀村では一般的ではなかったことを示している。共同体が一致して荒廃に対処したのだから、そうした暇はなかったと思われる。

年貢はどうかであったのであろうか。表20は検地後の新しい割付になった最初の年である、天保一四年（二八四三）の割付である。それまでは表13の割付を継承してきたが、それに比べると大変簡潔なものになった。定例引高が多くなった理由は、一二石二斗の屋敷地が免除になったからである。そして、取箇、年貢率が低いのが特徴である。田方は二二石余増えたが畑方は八一石余減った。これを計算すると、田方の年貢は七一石三八八、畑方は五八石〇二、合計で一二九石四〇八になる。以前と比べて田方で八石余、畑方で二四石余、合計で三三石余の減免になったことになる。しかし、そう単純ではない。実は畑方の換算率は二石五斗一両から、一石二斗五升一両に倍増された。そのために計算すると畑

表20 天保14年堀村年貢割付

種類	取箇	ツ分	年貢地高	石
定例引高				17.549
田方	いノ組	2.4		251.366
	ろノ組	1.7		65.058
田	計			316.424
畑方	いノ組	1.5		363.886
	ろノ組	0.9		38.183
畑	計			402.069
合計				736.042

年貢割付状（600）より作製。

方の金納額は、以前の三二両八八二から四六両四一六と一三両余の増徴であった。しかし、これには三雑穀分が入っていない。雑穀値段は知りえないが、三分の一ほどの増徴といわれる。しかし、表13にみるように堀村の三雑穀を賦課される本郷分の畑方のうち、五三パーセントほどが免除になっていた。したがって、五両程度の負担であったとみられる。それ故に増徴は八両ほどであったのではないかと思われる。荒い不正確な計算であるが、堀村の年貢は田畑を通算してほとんど同額であったと思われるのである。

天保検地の結果、堀村の畑方の年貢は増徴された。この点で見逃してならないのは、寛政のときは大幅な減免であったのと対照的に、より多く金納ができるようになったことである。商品貨幣経済が発展してきたことを示しているのである。

ふたたび表3に戻って、検地以後の年貢の変遷をみてみよう。第一期の弘化年間是不作の年が多かった。堀村でも弘化二年（二八四五）に田方検見引一二七石余を出している。しかし、この後は明治に至るまで安定していた。以後、検見引を出したのは、文久三年（一八六三）の三七石余のみである。

弘化二年（一八四五）からは田方の取箇が「いノ組」で二ツ六分に、「ろノ組」で一ツ九分に二分づつ上がった。そして、嘉永二年（一八四九）からは一四石八二〇（内田方六石六一二、畑方八石〇一四、数字はあわない）の新田が打ち出された。田方には新たに取箇一ツ二分の「はノ組」六石一五一が新設された。

かくして第一期は第一期に比べて年貢は、田方で一石余減って、七三石九五七であった。畑方でも二石余減って、五八石四六八であった。全体としても二三石余減少して、一三二石四二五であった。年貢率も二・一ポイント下降して、一七・八パー

セントであった。しかし、この数値は畑方において実態を示したものでないことは、すでに述べた。時期全体としては、わずかであるが増徴になった、といえる。

第二〇期は、嘉永六年（一八五三）に三三石八八八（内田方〇石九五一、畑方三三石三四七、ほか屋敷免）の打出をえた。そして、右に述べた文久三年（一八六三）の田方検見引のほかは、年貢は一定していた。

かくして第二〇期は第一九期に比べて年貢は、田方で四石余増えて、七八石七三五であった。畑方でも四石余増えて六三石四三三であった。全体としても九石余増加して一四二石五六五であった。年貢率も〇・二ポイント上昇して一八パーセントであった。

第二一期の始まる慶応三年（一八六七）は、水戸藩のほぼ全額で新田検地が実施された年である。堀村でも一七石〇六五（内田方一石二八五、畑方一五石七八、ほかは位上など）の打出があり、年貢地の村高は八〇二石五〇二になった。以後、明治三年（一八七〇）に至るまで年貢高は一定している。

かくして第二二期は第二〇期に比べると年貢は、田方で三斗余増えて七九石〇八二であった。畑方でも一石余増えて六五石三二六であった。全体としても二石余増加して一四四石三九八であった。年貢率は前期と同じ一八パーセントであった。

天保検地後、堀村の年貢は着実に上昇し続けた。主として新田の打出によるものである。とくに嘉永六年（一八五三）の打出で年貢地の村高は七八四石余となり、検地前の七八二石余を凌駕してしまつた点は見逃せない。堀村は確実に発展し始めたのである。

発展し始めた堀村は、幕末まで潰人を出さなかつた。分付も弘化二年（一八四五）の時点で四軒あつたが、解消していった。すなわち、三石余二三番家と吉分は嘉永六年（一八五三）から八百

藏になった。九石余四四番家伊左衛門分は嘉永五年に太四郎になった。四石余七九番家勘兵衛分は安政三年（一八五六）に幸衛門になった。三石余九三番家藤吉分は嘉永六年に源藏になったが、慶応二年にふたたび藤吉分になって明治に至つた。このほかに五石余八一番家源藏分は、弘化二年三年は「村持源藏」であつたが、四年に「源藏分」になって明治に至つた。また嘉永二年三年には四石余丑太郎が分付に出している。

潰人がなくなり、分付が解消の方向に向かつたのとは逆に、新百姓が取り立てられた。すなわち、嘉永二年（一八四九）に二一石余五七番家喜兵衛から、九斗余の須能徳藏が分家した。安政三年（一八五六）に二九石余三番家吉左衛門から、六石余鉄三郎が分家した。四年に一一石余の一四二番家吉衛門から、三斗余豊之助が分家した。六年に二三石余六番家藤兵衛から、六石余伊三郎が分家した。慶応元年（一八六五）に二斗余久吉が取り立てられた。明治元年（一八六八）年に二石余寺門豊之進・一石余村衛門・五斗余力之介・八石余源之助・一石余治三郎が取り立てられた。ただし、力之介と源之助と治三郎の名は翌二年の小割付帳にはない。五軒も取り立てたことへの反省から、中止されたのではないだろうか。ほかにこの年二石余須能徳藏が、また前年に四石余大森新作が消えている。苗字を持つこの二人に関しては、尊攘運動との関連が考えられるべきである。

堀村が復興から発展へと向かつた大きな理由は、商品貨幣経済の発展に順応するようになったからであるが、それを経営や産物などで具体的に示すことはできない。しかし、それを象徴する史実がある。それは八節にも指摘したように、苗字を名乗る家が幕末に一〇軒以上あることである。右に二一石余の喜兵衛から分家したにもかかわらず、須能徳藏が九斗余しか田畑をもたずに、し

表21 明治元年堀村苗字者

家番号	人名	持高 石
141	安藏八郎兵衛	16.528
3	安藏吉左衛門	26.004
152	安藏平五郎	3.905
35	渡辺和泉	8.216
115	川崎平衛門	15.993
109	川崎治兵衛	16.313
121	安藏清兵衛	10.439
不明	安藏絹ヵ蔵	12.065
43	安藏儀兵衛	13.613
105	小林元衛門	8.455
66	安藏利左衛門	16.765
67	大原清介	15.010
74	須能作兵衛	8.582
57	須能喜兵衛	13.990
13	安藏重之介	6.607
87	市毛友衛門	6.343
新百姓	寺門豊之進	2.395

年貢小割付帳 (30) より作製。

かも苗字を名乗っていたことが象徴的に示すように、彼らは非農業の営業を経営して、利益をえていたとみなせる。表8にみた諸営業が活性化していたのである。

小割付帳にふたたび苗字を名乗るものが現れるのは、弘化四年（一八四七）の八人が最初である。次第が増えて慶応元年（一八六五）までに一五人になる。とくに嘉永三年（一八五〇）に苗字を名乗るようになった庄屋吉左衛門は、この年に庄屋を息子の安藏秀介に譲った。秀介は以後、庄屋とは署名せずに「長」と署名しているから、この家は郷士になったのである。

その後、慶応三年（一八六七）までに一〇人に減るが、明治元年（一八六八）は最大の一七人、二年も一五人である。表21は最多であった明治元年の一覧である。このうち渡辺和泉はこの村の吉田神社の神主である。それ以外の一六軒の農家をみると、一五石以上の上層農民が六人いる。そこにとどまらずに、一五石未満

の中下層農民が一〇人もいることは、堀村の営業活動が、いかに活発であったかを示すものである。

堀村はその後も発展した。小割付帳の最後の年である明治二年（一八六九）の農家軒数は八二軒であるが、七年には八四軒になった。そして明治二〇年の誤謬地取調のときのものと思われる書上⁸⁴では、戸数九五戸人口五九四人とある。なお、人口のわかる嘉永七年（一八五四）の書上⁸⁵では人別四一六人（内男二一人、女二〇五人）、明治七年に学制が布かれたときの小学区ごとの書上⁸⁷では四八〇人であった。

田畑も増加した。明治一〇年（一八七七）の地租改正のときの帳簿⁸⁸では、田四六町八反二畝一〇歩、畑九六町五反八畝二八歩、宅地一二町五畝三歩であった。表17の天保検地のとくと比べると、田方で一二町九反余、畑宅地で四四町三反余も増えたのである。

私はこの報告において、農家軒数を検地帳や小割付帳に基づいて、田畑を所持する軒数で示した。しかし、これは正確でない。第一に、田畑を所持しない無高の水呑が存在することが十分考えられる。そのうえ、近世の農家の数え方は多様である。たとえば、文化四年（一八〇七）の『水府志料⁸⁹』では、堀村の戸数は「戸凡七十六」と記されている。また右の嘉永七年の書上では「内廿五軒隠居 一家数九拾九軒」と記されているのである。

注

(1) 光圀の農政との関連では、拙著『水戸光圀の時代 水戸学の源流』（校倉書房、二〇〇〇年）第一章第2節「石川村にみる年貢の変遷と農政」。近村との関係では、拙著『明治維新と水戸農村』（同時代社、一九九五年）補論二「長岡村余稿」。

- (2) 『水戸市史』下巻(一)、四五三～四六四頁、水戸市役所、一九九三年。同書(二)、一四八～一五〇頁、水戸市役所、一九九五年。なお「堀区定例総会議決録」は、明治二年から大正一四年までの分が残されている(一一六七～一一七八、一一八〇～一一九九、一二三三～一二四七、堀区有文書整理番号。以下は番号のみ記す)。
- (3) 御用留(三三三～三三九、七二七～七二九)。
- (4) もちろん、私はこの作業を等閑にふしてきたのではない。現職についてからもその成果として、たとえば、次の二冊を刊行した。『明治維新と水戸農村』、『近世近代の地域寺社の展開過程』常陸高田神社を事例に―(名著出版、二〇〇七年)。また『荒廃前期水戸藩領下伊勢畑村の百姓一揆』(『東京家政学院筑波女子大学紀要』第一集、一九九七年)は、『日本史学年次別論文集』近世2(『学術文献刊行会、一九九七年)に転載された。
- (5) 年貢割付状(四五七～六一六)。
- (6) 年貢小割付帳(二三〇、七三～一〇九、一一一～一一六、一一八～二九九)。
- (7) なお以後、割付状・小割付帳のよるときは、とくに必要と認められた場合のみ記す。整理番号も省略する。
- (8) 『水戸市史』中巻(一)、一〇五頁、水戸市役所、一九六八年。
- (9) 拙稿『徳川光圀の治世と近世の石川村』拙著『明治維新と水戸農村』二六二頁。
- (10) 天保検地以前の水戸藩の実高は約四二万石(『水戸藩史料』別記下、四一八～四一九頁、吉川弘文館、一九七〇年)で、農家軒数は文化五年六万軒(『国用秘録』上、九九二～一一頁、茨城県、一九七一年)である。
- (11) この上中下の階層別は、『国用秘録』(前掲書、九九頁)の「高三四石持では作徳至て少く経営なりがたし」、「拾五石より」(「一家人別八九人ニても作り余りて」により、前注の七石を一町とみて設定した)。
- (12) 水戸市堀「耕地整理記念碑」の碑文。
- (13) 『水戸市史』中巻(一)、九九～一〇一・一〇六～一〇七頁。なお、引用は『水府系纂』巻十一、跡部の項。また御前山地区の荒廃に関しでは、拙稿「野口村の関沢家」第二章「関沢家の窮乏」、中妻地区に関しては、拙稿「近世杉崎村の領主と年貢」第一章「正保三年の領知替、いずれも拙著『農村史の基礎的研究』茨城県地方史研究Ⅰ(同時代社、一九八六年)所収。
- (14) 石川村においても田方に一反以上の面積が多い。またここでも小農自立化政策と矛盾することは、(9)の拙稿参照。
- (15) 「田制考証」『近世地方経済史料』第八巻、二八四頁、吉川弘文館、一九六九年。また『勸農或問』『幽谷全集』三三三頁、吉田弥平、一九三五年。
- (16) 「古今税務要覧」『近世地方経済史料』第一巻、吉川弘文館、一九六九年。
- (17) (13)の杉崎村の拙稿。なお領知替で水戸藩からわたされた中妻郷の村は、以下のとおりである。飯島村、大足村、牛伏村、田島村、三野輪村、杉崎村、築地村、中原村、黒磯村、高野村、田沢村、池野辺村。
- (18) 一八世紀以後の堀村に寺院は確認できない。そこで寺院関係の記事を確認しておく。正保の検地帳(一)によれば、除地高は一六石五六四であった。このうち二石六二四(内田方一石二七八)は欄宜と宮左衛門の所持である。彼らはこの村の吉田神社の神主であったと認められる。残り一三石九六(内田方二石三一九)は福勝院・医徳院・西光寺・地藏院の四寺の分である。なおほかに実法院がある。安永四年「堀村本郷分田方順帳」(一九)によれば、延宝元年に一

- 石二五七、元禄二年に一石〇六二が「改入」になっている。天保検地の野帳（二二）の付札によると、寺領の除地のうち九石一九二が上知になっていた。このうち田方は二石三一九であり、田方のすべてである。畑方は六石八七三が上知になっていた。上知は田畑ともに、右のとき、延宝と元禄に行われたとみなせる。残りの畑方四石七五九は「元帳面八石五九九」とある。元帳面とは年貢を取るための元帳なのであろう。その内訳は〇石七八四が本行寺、七石八一五が不動院であった。『新編常陸国誌』（二二七頁、一九六九年、宮崎報恩会）によると、本行寺は貞享年間に水戸から堀村に移されたが、元禄年間に袴塚村に移された。その関係であらう、貞享三年から堀村に三石六三三の本行寺分の定例引高が設定される。不動院は明治六年の御用留（六一〇）の寺社領年貢の書上によれば、北隣の田野村にあった。正保のときに一村に除地を持つ寺院が四寺、ほか一寺もあったのは、不自然である。おそらく堀村にあった一、二寺は光圀の寺社整理のときに破却されたのであろう。そして、不動院は残りの村外にあった寺院の寺領を継承していたのである。
- (19) (9)の石川村の拙稿第二節「初期の年貢高にみる徳川光圀の治政」。また拙著『水戸光圀の時代』第一章第二節「元禄改革」。
- (20) ただし、明暦二年の割付状を欠いているので三年の割付状によつた。また寛文四年六年も欠。
- (21) 拙稿「徳川光圀の治政と近世の石川村」前掲書、二七五頁。
- (22) 「水戸義公年譜」「水戸義公伝記逸話集」二九五頁、吉川弘文館、一九七八年。
- (23) 『勝田市史』中世編近世編、四三〇～四三三頁、勝田市、一九七八年。
- (24) 延宝三年四年五年欠。
- (25) 『余聞小識』七、茨城県立歴史館所蔵。
- (26) 『水戸紀年』『茨城県史料近世政治編』I、四六九頁、茨城県、一九七〇年。
- (27) 町付分に関しては、次節に論じる。
- (28) 「古今税務要覧」前掲書、三〇一・三〇二～三〇五・三〇七頁。
- (29) 天和元年二年三年、元禄元年二年欠。
- (30) 『勸農或問』前掲書、二〇〇頁。
- (31) 元禄改革に関しては、拙稿「徳川光圀の治政と近世の石川村」第二節「初期の年貢高にみる徳川光圀の治政」（前掲書所収）と『水戸光圀の時代』第一章第三節「元禄改革」。
- (32) (31)などの拙稿で、この時期の各村の年貢の分析を参照されたい。
- (33) 元禄四年五年、一二年～一六年欠。
- (34) 宝永四年五年の年貢割付には町付分がない。宝永の新法によることは疑いないが、なぜ年貢増徴を目的とした新法にあって、年貢率の高い町付分が廃止されたのか不明である。なお宝永三年の町付分の取箇は四ツ六分であった。
- (35) 『勸農或問』前掲書、一二六頁。
- (36) 正徳四年欠。
- (37) この家番号は整理の都合上、私がつけたものである。堀村では襲名がほとんどなされておらず、そのうえ、たとえば、同じ小割付帳でも、蔵入分と給郷分とは同じ家なのに人名が違っているなど複雑なので、家に番号をつけた。つけ方は、享保二年の小割付帳の記載順にまずつけた。次に取り立てられた順に加えた。ただし、判断が難しく後になって独立した家と認めた場合があるので、かならずしも年代順になっていない。
- (38) 大塚英二は、「イエとして成立し、百姓株がいったん認定されると、そのイエは一時的に潰れたり絶えることはあっても、家名を相続することによって再興され永続すると意識された」（新体系日本史3『土地所有史』二八二頁、山川出版社、二〇〇二年）と述べている。

- (39) 組番号も私が便宜上つけたものである。
- (40) 堀村指銭帳(四六・三六八〜四五六)。以後、指銭帳の正式名称と整理番号は省略。
- (41) 嘉永七年「(堀村銘細書上)」(四五)。カッコをつけたのは、つけ表題のため。
- (42) 水戸の城下から南へ一〇キロほどの丘陵に位置した石川村も、一七世紀以来、水戸へ薪炭を出荷して栄えた村であった。前掲拙稿「徳川光圀の治政と近世の石川村」。
- (43) 『水戸市史』中巻(一)、四二四頁。
- (44) 同右書、四三三頁。
- (45) 『水戸市史』中巻(一)、一五七〜一六一頁、水戸市役所、一九六九年。
- (46) 享保一二年欠。
- (47) 堀村年貢皆済状(六一七〜七二五)。以後、とくに整理番号は注記しない。
- (48) 寛延二年、宝暦元年四年欠。
- (49) 『水戸市史』中巻(一)、一九〇〜一九一・二〇六頁。
- (50) (4)の下伊勢畑村の拙稿。
- (51) 宝暦六年八年二年二年三年、明和二年三年六年欠。
- (52) 『水戸市史』中巻(一)、一三八〜一三九頁。
- (53) 藤田幽谷は『勸農或問』において、「免は四ツ取にても此雑穀代を勘定すれば、五ツ三四分の取になり」(前掲書、一五八頁)と指摘している。
- (54) 表11に延享四年に潰れた農家が一一軒もあるのは、この年にそのすべてが潰れたのではない。表6に注記したように彼らの存在が確認できるのは、延享四年までである、との意味である。その後、寛延元年から宝暦四年までの小割付帳が欠けているか、給郷分しかないので存在が確認できないのである。したがって、正確にいえば

- 彼らが潰れたのは、寛延元年から宝暦四年までの間である。
- (55) 下層と記したときは、三石未満の下層農民の意味ではなく、中層農民の下層、六石未満層を含めたものである。
- (56) 拙稿「近世の有賀村」拙著『農村史の基礎的研究 茨城県地方史研究Ⅰ』(同時代社、一九八六年)所収。
- (57) 庄屋・組頭の任免に関しては、小割付帳・指銭帳・小検見引方帳(二一〇・一一七・三〇一〜三六七)などの署名によった。
- (58) 寛政二年欠。
- (59) 水戸藩の化政改革に関しては、拙稿「水戸藩における化政期の改革」拙著『後期水戸学研究序説 明治維新史の再検討』(本邦書籍、一九八六年)所収。
- (60) 郡奉行の任免と諱は『水府系纂』(彰考館所蔵、茨城県立歴史館写真版)による。以下、同じ。
- (61) 寛政三年「堀村未進拝借年賦上納仕抜面付帳」(三一)。
- (62) なお組頭も違っているが、煩雑になるので省略した。ここでは上層農民、堀村では正確には富裕層が不安定であったことを示せばよいのである。
- (63) 家番号のみを記す。二一、二三、二四、三〇、三一、三八、五二、五三、五四、五九、六四、七四、七五、八六、八八、九一、九三。なお小割付帳は天保八年から弘化元年までの間、欠けているか揃っていないので、数軒分連続が明らかにできなかった。したがって、正確には少なくとも天保七年までである。
- (64) 家番号のみを記す。五八、七六、八五、八九、一〇七、一一六、一二二、一三四。
- (65) 家番号のみを記す。二二八、一五〇。
- (66) 正確には林分の名は又衛門であるが、前後の小割付帳で六左衛門家のもので認められる。

- (67) 家番号のみを記す。五八、五九、七六、八三、八六、八九、九一、一〇七、一一六。
- (68) 家番号のみを記す。二二、二三、三一、五三、五八、八八、九一、九三、一〇七、一一六、一二二。
- (69) この種の例外的な記載としては、同じ天明三年に与衛門に「吉郎兵衛引請」とあり、また六年に又衛門に「仲衛門作り」とある。
- (70) 天明元年二年三年の小割付帳は不揃いか欠けている。
- (71) この改革の間、小割付帳に連続して記載されている両家の所持関係は一定しない。たとえば、天明元年には分家が本家に吸収されたように記されたほどである。
- (72) 寛政三年「堀村未進拝借年賦上納仕抜面付帳」によれば、書き上げられた三五人のうち一人が病死、五人が病氣と注記されている。
- (73) 分付主と請作人が同じ家と認められる五例は、寛政三年に始まる八八番家武次衛門、寛政七年の八七番家庄十、寛政八年の五七番家善兵衛、文化三年に始まる五七番家善兵衛と一〇四番家介衛門である。これらは名前が当主と先代・嗣子とが同じことから判断できたのである。ほかにもこれらの名前が違っていて、同じ家である事例もあるであろう。
- (74) 常念は享保一〇年に置かれ、明治に至るまで存続した。
- (75) 二軒あった神主の家は享保一〇年に合併した。
- (76) (62) に指摘したように、荒廃期には組頭も混乱していた。一番組では寛政三年四年は史料によって違っている。以前からの吉郎兵衛と兵左衛門とが出てくる。三番組の介三郎の家は特定できなかった。四番組の利惣次家の寛政六年からの当主名は義衛門なので、この家とみて間違いない。
- (77) (63) の小割付帳に関する説明。
- (78) なお史料的な制約のために、十人組に関しては言及できなかった。
- (79) 『水戸藩史料』別記下、四一八～四一九頁。
- (80) 天保一四年「茨城郡堀村田畑持主名寄帳」(二三・二五)。三冊の内、二冊が残されている。
- (81) 弘化元年欠。
- (82) 安政五年欠。
- (83) 堀村は元治の内乱に二六、七人が尊攘派に参加した。そのために慶応元年二年に、尊攘派の堀村などをめぐって村方騒動が起きている(拙著『明治維新と水戸農村』五五～五六頁)。ただし、この二人がこの時期にこの関係で村を出たとすれば、反尊攘派であったためである。
- (84) 明治七年組毎「田畑反別名寄帳」(二八・二九・一〇八四・一〇八五)。
- (85) 「堀村銘細取調書上帳」(一〇九八)。
- (86) (41) と同じ。
- (87) 明治七年「茨城県支配区内」、東茨城郡茨城町上石崎、大貫周美家文書(一六)。
- (88) 明治一〇年「耕地地等級調一筆限帳」(九五四)。
- (89) 『茨城県史料近世地誌編』二二七頁、茨城県、一九七四年。原文は「内廿五軒隠居」は肩書である。